

Q001

総則・所得計算 > 益金 | 難易度：基礎

問題：内国法人の各事業年度の所得計算における益金の額の基本的な考え方として、最も適切なものはどれか。

ア：別段の定めがあるものを除き、資産の販売・譲渡、役務の提供、無償による資産の譲受けその他の取引から生ずる収益の額を益金に算入する。

イ：現金で受け取った収入だけを益金に算入し、売掛金による売上は除外する。

ウ：資本等取引を含め、純資産が増加する取引はすべて益金に算入する。

エ：会計上収益であれば、法人税法上の別段の定めにかかわらず必ず全額を益金に算入する。

答え・解説

正答：ア

ア：法人税法第22条は取引から生ずる収益を益金の基本範囲としつつ、資本等取引や別段の定めを区別している。

イ：発生主義的な所得計算であり、現金収入だけに限定されない。

ウ：資本等取引は所得計算から区別される。

エ：受取配当等の益金不算入など別段の定めが優先される。

総合解説：益金計算は会計収益を出発点としつつ、法人税法上の別段の定めで調整する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q002

総則・所得計算 > 益金 | 難易度：標準

問題：商品を掛けて販売し、代金は翌月入金される。商品は当期中に顧客へ引き渡され、収益額も確定している。法人税法上の基本的な収益計上時期として最も適切なものはどれか。

ア：代金を現金で回収した翌事業年度まで益金に算入しない。

イ：原則として、商品の引渡しの日属する事業年度の益金に算入する。

ウ：請求書を印刷した日だけで判定し、引渡し時期は考慮しない。

エ：契約締結時に商品を引き渡していなくても必ず全額を益金に算入する。

答え・解説

正答：イ

ア：現金回収時点だけで所得帰属を決めない。

イ：資産の販売等に係る収益は、原則として目的物の引渡し等の日の属する事業年度に計上する。

ウ：請求書発行は一事情にすぎず、引渡し等の実態が重要である。

エ：契約締結のみで履行がない場合に一律全額計上するものではない。

総合解説：法人税法上の収益帰属は、資産の引渡しや役務提供の実態に即して判断する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q003

総則・所得計算 > 益金 | 難易度：応用

問題：法人が時価1,000,000円、帳簿価額600,000円の資産を、資本関係のない第三者へ600,000円で譲渡した。差額400,000円が実質的な利益供与に当たると認められる。譲渡収益の基本的な認識額として最も適切なものはどれか。

ア：600,000円。実際の受取額だけを収益とし、時価との差は考慮しない。

イ：400,000円。時価と受取額の差だけを収益とする。

ウ：1,000,000円。資産の引渡し時に通常得べき対価である時価を基礎に収益を認識する。

エ：0円。帳簿価額と譲渡価額が同額なので収益はない。

答え・解説

正答：ウ

ア：実際の契約価額だけで税務上の収益額を固定しない。

イ：400,000円は利益供与部分であり、譲渡収益総額ではない。

ウ：法人税法上、低額譲渡でも原則として通常得べき対価相当額を収益額として捉え、差額は寄附金等の別段規定を検討する。

エ：帳簿価額と受取額が同額でも、時価による収益認識が問題となる。

総合解説：低額譲渡では「収益は時価」「差額の利益供与は寄附金等」という二段階で考える。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q004

総則・所得計算 > 益金 | 難易度：基礎

問題：資本関係のない取引先から時価300,000円の機械を無償で譲り受けた。特別な非課税・益金不算入規定はない。法人税法上の基本的な取扱いとして正しいものはどれか。

ア：現金収入がないため益金は0円とする。

イ：帳簿価額が不明なので永久に益金計上しない。

ウ：機械を売却するまで受贈益を認識しない。

エ：機械の時価相当額300,000円を受贈益として益金に算入する。

答え・解説

正答：エ

ア：益金は現金収入に限られない。

イ：受贈時の価額を基礎に認識できる。

ウ：売却時まで課税を繰り延べる一般原則ではない。

エ：無償による資産の譲受けから生ずる経済的利益も、別段の定めがない限り益金となる。

総合解説：無償取引でも法人に経済的利益が生じるため、原則として時価相当額が益金となる。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q005

総則・所得計算 > 益金 | 難易度：標準

問題：取引先から買掛金500,000円の全額について債務免除を受けた。完全支配関係法人間の特例その他の益金不算入規定はない。基本的な税務処理として最も適切なものはどれか。

ア：債務の消滅による経済的利益500,000円を益金に算入する。

イ：支払をしていないため損金500,000円を計上する。

ウ：買掛金が減少するだけで所得には一切影響しない。

エ：免除益は資本金等の額へ直接加算し、益金にはしない。

答え・解説

正答：ア

ア：債務免除による債務の消滅は経済的利益を生むため、別段の定めがなければ益金となる。

イ：債務免除は費用の発生ではない。

ウ：負債減少に伴う利益を所得計算へ反映する。

エ：通常の債務免除益は資本取引とは異なる。

総合解説：受贈益には現物資産の無償取得だけでなく、債務免除による利益も含まれ得る。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q006

総則・所得計算 > 益金 | 難易度：基礎

問題：株式会社が株主から新株発行により2,000,000円の払込みを受けた。この払込額の法人税所得計算上の基本的な取扱いとして最も適切なものはどれか。

ア：現金収入なので全額を売上として益金に算入する。

イ：資本等取引によるものであり、通常の益金には算入しない。

ウ：半額だけを益金に算入する。

エ：寄附金として損金に算入する。

答え・解説

正答：イ

ア：現金収入かどうかだけで益金を決めない。

イ：株主からの出資は資本等取引であり、法人の事業所得を構成する通常の収益とは区別される。

ウ：一律50%を益金とする規定はない。

エ：法人が支出した寄附金ではない。

総合解説：法人税所得は資本取引による純資産増加を除いて事業上の所得を計算する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q007

総則・所得計算 > 益金 | 難易度：基礎

問題：法人が保有する土地の時価が取得価額を大幅に上回ったが、法令上の評価換え事由はなく、単に含み益が生じているだけである。法人税法上の基本的な取扱いとして最も適切なものはどれか。

ア：時価が上昇した時点で含み益全額を必ず益金に算入する。

イ：評価益の半額を益金に算入する。

ウ：法令上特別に認められる場合を除き、単なる評価益は益金に算入しない。

エ：土地の時価上昇額を受取配当として処理する。

答え・解説

正答：ウ

ア：未実現の単なる時価上昇を一律課税しない。

イ：半額算入という一般ルールはない。

ウ：法人税法は資産の評価益について原則益金不算入とし、一定の例外的場合を別段で定める。

エ：配当とは性質が異なる。

総合解説：益金計算では実現収益を基本とし、評価益は別段の定めがある場合に限り課税対象となる。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q008

総則・所得計算 > 益金 | 難易度：応用

問題：当期に商品を引き渡して収益1,000,000円を計上したが、翌期に契約条件に基づき値引額100,000円が確定した。法人税基本通達上の基本的な考え方として最も適切なものはどれか。

ア：当期の申告を必ず取り消し、当期収益を900,000円へ遡及修正する。

イ：値引きは税務上無視し、両期を通じて1,000,000円のままとする。

ウ：翌期に値引額100,000円を寄附金として処理する。

エ：当初見積りが適正であった場合、原則として値引額が確定した翌期の収益額を100,000円減額する。

答え・解説

正答：エ

ア：後発的な対価確定を常に過年度へ遡及するわけではない。

イ：実際の対価変動は所得計算へ反映する。

ウ：契約上の値引きは通常、寄附金ではなく収益額調整の問題である。

エ：引渡し時の価額等を適正に見積もった後に対価が確定して差額が生じた場合、原則として確定事業年度の収益を増減する。

総合解説：収益額が後に変動する取引では、当初見積りの適正性と確定時点の調整を区別する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q009

総則・所得計算 > 益金 | 難易度：基礎

問題：法人が当期中に顧客へのコンサルティング業務をすべて完了し、通常得べき対価800,000円が確定しているが、請求・入金は翌期である。基本的な所得計算として最も適切なものはどれか。

ア：役務提供を完了した当期の益金に800,000円を算入する。

イ：現金入金が翌期なので翌期まで益金を計上しない。

ウ：請求書発行日だけを基準に翌期益金とする。

エ：役務提供取引は法人税法上益金を生じない。

答え・解説

正答：ア

ア：役務提供に係る収益も、別段の定めがなければ提供の完了等に基づいて当該事業年度の益金へ反映する。

イ：現金主義ではない。

ウ：請求手続より役務提供の実態が重要である。

エ：役務提供は典型的な益金発生取引である。

総合解説：商品販売だけでなく役務提供でも、経済的成果が実現した事業年度に収益を認識する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q010

総則・所得計算 > 益金 | 難易度：標準

問題：帳簿価額700,000円の機械を時価かつ譲渡価額1,000,000円で第三者へ売却した。付随費用はない。法人税所得計算における基本的な考え方として正しいものはどれか。

ア：譲渡益300,000円だけを益金とし、譲渡原価は損金にしない。

イ：譲渡収益1,000,000円を益金、譲渡原価700,000円を損金とし、差額300,000円が所得を増加させる。

ウ：帳簿価額700,000円だけを益金に算入する。

エ：売却代金1,000,000円を損金に算入する。

答え・解説

正答：イ

ア：益金・損金の総額構造を無視している。

イ：法人税所得計算では収益総額とその原価をそれぞれ益金・損金へ反映し、結果として譲渡益が所得へ表れる。

ウ：帳簿価額は譲渡原価側である。

エ：売却代金は収益であって費用ではない。

総合解説：収益計上と対応原価の損金算入を分けて把握することが法人税計算の基本である。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q011

総則・所得計算 > 益金 | 難易度：応用

問題：資本関係のない法人に、時価900,000円・帳簿価額500,000円の資産を600,000円で譲渡し、時価との差300,000円は実質的な贈与と認められる。基本的な税務上の整理として最も適切なものはどれか。

ア：実際の譲渡価額600,000円だけを収益とし、利益供与部分は税務上存在しないものとする。

イ：時価900,000円と帳簿価額500,000円との差400,000円を全額寄附金とする。

ウ：譲渡人は時価900,000円を収益として認識し、帳簿価額500,000円を原価とするとともに、利益供与部分300,000円について寄附金規定を検討する。

エ：帳簿価額500,000円を収益とし、譲渡価額600,000円との差100,000円を寄附金とする。

答え・解説

正答：ウ

ア：法人税法上の通常得べき対価の考え方を反映していない。

イ：寄附金相当額は時価と実際対価との差300,000円である。

ウ：低額譲渡では時価による収益認識をした上で、時価と実際対価との差額を利益供与として寄附金等の別段規定で処理する。

エ：収益額と原価・寄附金の関係が誤っている。

総合解説：令和8年度法人税法でも、低廉譲渡を通じて収益計上・原価・寄附金等を一連で処理できるかが問われた。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q012

総則・所得計算 > 益金 | 難易度：標準

問題：会計上は収益として計上した受取配当について、法人税法第23条の要件を満たし一部が益金不算入となる場合の所得計算として最も適切なものはどれか。

ア：会計上収益である以上、法人税法上の益金不算入規定は適用しない。

イ：配当収益全額を損金として二重に控除する。

ウ：受取配当を資本金へ振り替え、申告調整を一切しない。

エ：会計利益に含まれた配当収益のうち、法定の益金不算入額を申告上減算する。

答え・解説

正答：エ

ア：別段の定めが会計処理に優先して税務所得を調整する。

イ：益金不算入は損金算入と同義ではない。

ウ：会計上の収益計上を前提に申告調整する。

エ：法人税法の別段の定めにより、会計上の収益を税務所得から減算することがある。

総合解説：会計利益と課税所得の差異は、益金不算入・損金不算入などの申告調整で解消する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q013

総則・所得計算 > 損金 | 難易度：基礎

問題：各事業年度の損金の額の基本的な範囲として、最も適切なものはどれか。

ア：別段の定めがあるものを除き、売上原価等、販売費・一般管理費その他の費用、資本等取引以外の取引に係る損失の額を含む。

イ：現金で支払った金額だけが損金となる。

ウ：資本取引による株主への払戻しも通常の損金となる。

エ：会計上費用であれば別段の定めを無視して必ず損金となる。

答え・解説

正答：ア

ア：法人税法第22条は原価・費用・損失を損金の基本範囲としつつ、別段の定めや資本等取引を区別する。

イ：損金は現金支出時だけで判断しない。

ウ：資本等取引は通常の所得計算から区別される。

エ：交際費・役員給与等には損金不算入の別段規定がある。

総合解説：損金も会計費用を出発点とし、税法固有の制限を申告調整で反映する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q014

総則・所得計算 > 損金 | 難易度：基礎

問題：販売費・一般管理費その他の費用について、その事業年度末までに債務が確定したと認められるための基本要件として最も適切な組合せはどれか。

ア：現金支払済みであること、請求書原本があること、取締役会承認があることの3つだけ。

イ：債務が成立していること、具体的な給付原因事実が発生していること、金額を合理的に算定できること。

ウ：費用発生の可能性が少しでもあること、金額不明であること、支払先が未定であること。

エ：将来契約を締結する予定があることだけ。

答え・解説

正答：イ

ア：現金支払済みは必須ではなく未払費用も要件を満たせば損金となる。

イ：債務確定基準では、債務成立・給付原因事実・合理的金額算定の3要件を確認する。

ウ：不確定な将来支出を一般的に損金計上するものではない。

エ：単なる予定では当期費用の債務確定とはいえない。

総合解説：費用計上では、支払時期ではなく当期末までに実質的な債務が確定しているかを判断する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q015

総則・所得計算 > 損金 | 難易度：標準

問題：建物修繕工事が当期末までに完了し、法人には支払義務が成立しており、工事内容から代金500,000円を合理的に見積もれる。請求書は翌期受領・支払予定である。基本的な取扱いとして最も適切なものはどれか。

ア：現金支払が翌期なので当期損金には絶対にならない。

イ：請求書がない限り工事完了の有無にかかわらず損金計上できない。

ウ：当期末までに債務確定要件を満たすため、未払計上した500,000円は当期損金となり得る。

エ：修繕費はすべて資本的支出として資産計上する。

答え・解説

正答：ウ

ア：現金主義ではない。

イ：請求書の形式だけが債務確定の唯一の要件ではない。

ウ：工事完了により給付原因事実が発生し、債務成立・金額合理的算定も満たすため、未払でも当期費用となり得る。

エ：通常の維持修繕と資本的支出は区別する。

総合解説：債務確定基準を具体的事例へ当てはめる力が重要である。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q016

総則・所得計算 > 損金 | 難易度：基礎

問題：当期に商品を1,000,000円で販売し、その商品の取得原価は650,000円である。特別な税務調整はない。所得計算上の基本的な増加額はいくらか。

ア：1,000,000円。売上原価は損金にならない。

イ：650,000円。売上原価だけが所得となる。

ウ：0円。販売代金と取得原価をどちらも所得計算へ反映しない。

エ：350,000円。益金1,000,000円から対応する売上原価650,000円を損金として控除する。

答え・解説

正答：エ

ア：売上原価は損金の代表項目である。

イ：原価は所得ではない。

ウ：資産販売は所得計算の対象となる。

エ：販売収益は益金、対応する原価は損金であり、差額350,000円が所得増加となる。

総合解説：法人税所得は収益総額から対応する原価・費用・損失を控除して計算する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q017 総則・所得計算 > 損金 | 難易度：標準

問題：既存機械の性能を大幅に向上させ、使用可能期間も延長する改良工事1,200,000円を行った。この支出が資本的支出に該当する場合の基本的な税務処理はどれか。

ア：原則として直ちに全額損金とはせず、資産として取得価額を構成させ減価償却を通じて損金算入する。

イ：支払時に必ず全額を修繕費として損金算入する。

ウ：資本的支出は益金として処理する。

エ：支出額を寄附金として損金算入限度額計算へ含める。

答え・解説 正答：ア

ア：資産価値・耐用年数を増加させる資本的支出は、原則として資産化し償却により費用化する。

イ：通常修繕と資本的支出を区別する必要がある。

ウ：支出であり収益ではない。

エ：寄附金ではない。

総合解説：支出したから即損金ではなく、資産形成に対応する支出は期間配分される。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q018 総則・所得計算 > 損金 | 難易度：標準

問題：保有資産の時価が低下したため会計上評価損を計上したが、法人税法上認められる評価換え事由には該当しない。基本的な税務処理として最も適切なものはどれか。

ア：会計上評価損を計上すれば税務上も必ず損金となる。

イ：評価損は原則として損金不算入となり、申告上加算する。

ウ：評価損は益金として加算する。

エ：評価損の半額だけを損金とする一般ルールがある。

答え・解説 正答：イ

ア：会計処理だけで税務上の損金性は決まらない。

イ：法人税法では資産評価損も原則として損金不算入で、一定の法定事由がある場合に例外的に損金算入される。

ウ：評価損は費用側の調整である。

エ：一律50%という規定はない。

総合解説：資産評価損は別段の定めにより税務上制限される典型的な申告調整項目である。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q019

総則・所得計算 > 損金 | 難易度：基礎

問題：災害により帳簿価額400,000円の備品が全損し、保険金等の補填はない。特別な圧縮記帳等は考慮しない。基本的な所得計算として最も適切なものはどれか。

ア：災害損失は税務上損金にならない。

イ：備品の帳簿価額400,000円を益金に算入する。

ウ：資本等取引以外の実際の損失として、原則400,000円を損金に算入する。

エ：損失が現金支出を伴わないため損金にならない。

答え・解説

正答：ウ

ア：法人税法上損失の額は損金の構成要素である。

イ：損失を収益として扱わない。

ウ：事業用資産の災害による実際の損失は、別段の定めがなければ損失として損金の基本範囲に含まれる。

エ：現金支出の有無だけで損金性を決めない。

総合解説：損金には費用だけでなく、資本等取引以外の取引から生じる損失も含まれる。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q020

総則・所得計算 > 損金 | 難易度：標準

問題：将来費用に備えて会計上任意の引当金を計上した場合の法人税法上の基本的な考え方として最も適切なものはどれか。

ア：会計上引当金であれば種類を問わず全額損金となる。

イ：引当金は税務上すべて禁止され、一切損金にならない。

ウ：引当金はすべて資本金等の額へ振り替える。

エ：税法上損金算入が認められる引当金は別段の定めがあるものに限られ、会計上の引当計上だけで損金になるわけではない。

答え・解説

正答：エ

ア：会計基準と税法の認識範囲は一致しない。

イ：税法上認められる引当金制度も存在する。

ウ：資本取引ではない。

エ：法人税法は貸倒引当金など一定の引当金について別段の定めを置いており、一般会計上の引当金を自動的に損金とはしない。

総合解説：引当金は会計と税務の差異が生じやすく、別段規定の有無を必ず確認する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q021

総則・所得計算 > 損金 | 難易度：基礎

問題：法人税法上の「損金経理」の意味として最も適切なものはどれか。

ア：法人がその確定した決算において費用又は損失として経理すること。

イ：税務署が申告後に自動的に損金へ振り替えること。

ウ：現金支出があった取引をすべて損金とみなすこと。

エ：株主総会で配当を決議すること。

答え・解説

正答：ア

ア：減価償却費など一定の項目では、確定決算で費用・損失として経理したことが損金算入の要件となる。

イ：税務署による事後処理ではない。

ウ：現金支出と損金経理は別概念である。

エ：配当決議は利益処分に関する行為である。

総合解説：法人税法では確定決算主義との関係で、損金経理が要件となる項目がある。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q022

総則・所得計算 > 損金 | 難易度：応用

問題：翌期に予定している広告キャンペーンについて、当期末時点では契約未締結で役務提供もなく、金額も確定していない。将来支出見込額1,000,000円を当期費用として計上した場合の税務処理として最も適切なものはどれか。

ア：来期支出予定であれば当期損金にできる。

イ：当期末で債務確定要件を満たさないため、原則として損金不算入として加算する。

ウ：将来広告費はすべて繰延資産になるため当期全額損金である。

エ：見積額を計上した以上、税法上も無条件に損金となる。

答え・解説

正答：イ

ア：支出予定だけでは当期損金にならない。

イ：契約・給付原因事実・合理的金額算定が当期末までに成立しておらず、単なる将来予定にすぎない。

ウ：広告費が一律繰延資産となるわけではない。

エ：会計見積りだけで税務上の損金性は確定しない。

総合解説：債務確定基準は、将来費用を恣意的に前倒し計上することを防ぐ役割を持つ。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q023

総則・所得計算 > 申告調整・別表 | 難易度：基礎

問題：法人税の確定申告で、損益計算書の税引前当期利益から所得金額を求める基本的な方法として最も適切なものはどれか。

ア：会計利益をそのまま課税所得とし、税務調整を一切行わない。

イ：貸借対照表の資産総額だけから所得を計算する。

ウ：会計利益を出発点に、税法上益金算入・損金不算入となる金額を加算し、益金不算入・損金算入となる金額を減算する。

エ：現金収支差額だけを所得とする。

答え・解説

正答：ウ

ア：会計と税務には別段規定による差異がある。

イ：資産総額だけでは期間所得を算定できない。

ウ：法人税申告は確定決算の会計利益を基礎に、法人税法上の差異を別表四等で調整して所得を計算する。

エ：法人税は単純な現金主義ではない。

総合解説：申告調整は会計利益と課税所得を橋渡しする中心的な手続である。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q024

総則・所得計算 > 申告調整・別表 | 難易度：基礎

問題：決算書上の当期利益を出発点として、税務上の加算・減算を集約し所得金額又は欠損金額へ橋渡しする法人税申告書の明細書はどれか。

ア：減価償却資産の個別償却額だけを計算する。

イ：受取配当等の株式区分だけを計算する。

ウ：交際費等の支出先一覧だけを記載する。

エ：当期利益又は当期欠損を基礎に税務上の加算・減算を行い、所得金額又は欠損金額を計算する。

答え・解説

正答：エ

ア：減価償却の詳細は別表十六関係で計算する。

イ：受取配当等の詳細は別表八関係で計算する。

ウ：交際費等の詳細は別表十五で計算する。

エ：別表四は会計上の利益から税務上の所得金額へ申告調整する中心明細書である。

総合解説：個別明細書で算定した税務調整額を別表四へ集約する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q025

総則・所得計算 > 申告調整・別表 | 難易度：基礎

問題：会計上費用として100,000円を計上したが、法人税法上は全額損金不算入である。この100,000円の別表四上の基本的な申告調整はどれか。

ア：加算100,000円。

イ：減算100,000円。

ウ：加算も減算も不要。

エ：所得金額から直接100,000円を税額控除する。

答え・解説

正答：ア

ア：会計利益では費用により利益が減少しているが、税務上損金にできないため所得へ戻す加算調整を行う。

イ：減算すると所得をさらに減らしてしまう。

ウ：会計と税務の差異があるため調整が必要である。

エ：所得調整と税額控除は別手続である。

総合解説：損金不算入は会計費用を税務所得へ戻すため原則として加算となる。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q026

総則・所得計算 > 申告調整・別表 | 難易度：標準

問題：会計利益には受取収益200,000円が含まれている。一方、法人税法の別段の定めにより当該200,000円は全額を課税所得から除外する。この差異を別表四で反映するときの方向はどれか。

ア：加算200,000円。

イ：減算200,000円。

ウ：調整不要。

エ：法人税額から200,000円を直接控除する。

答え・解説

正答：イ

ア：加算では所得を増やしてしまう。

イ：会計利益に含まれた収益を税務所得から除外するため減算調整を行う。

ウ：会計と税務の差異が存在する。

エ：益金不算入は税額控除ではなく所得計算上の調整である。

総合解説：益金不算入・損金算入は課税所得を減らすため原則として別表四の減算となる。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q027

総則・所得計算 > 申告調整・別表 | 難易度：応用

問題：会計上の減価償却費が税務上の償却限度額を100,000円超過し、超過額を当期別表四で加算する。この申告調整の処分欄として通常最も適切なものはどれか。

ア：社外流出。会社外へ現金100,000円が支出されたからである。

イ：配当。株主へ分配した金額だからである。

ウ：留保。税務上の資産帳簿価額と会計上の帳簿価額に差が残り、将来解消し得るためである。

エ：処分欄は必ず空欄にする。

答え・解説

正答：ウ

ア：現金支出の有無だけで社外流出を判定しない。

イ：株主配当ではない。

ウ：償却超過額は税務上未損金のまま資産価額差異として残るため、別表四では留保項目として扱う。

エ：別表四では留保・社外流出の区分が必要な項目がある。

総合解説：留保は将来の申告調整へ持ち越される税務上の社内留保差異と考えると理解しやすい。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q028

総則・所得計算 > 申告調整・別表 | 難易度：応用

問題：接待費を会計上費用計上したが、そのうち法人税法上100,000円が交際費等の損金不算入額となった。この加算額の別表四上の処分として通常最も適切なものはどれか。

ア：留保。税務上必ず翌期に損金となるためである。

イ：配当。取引先への接待は株主配当と同じだからである。

ウ：益金不算入。費用計上されているためである。

エ：社外流出。既に外部へ支出され、将来損金化される税務上の資産差額として残らないためである。

答え・解説

正答：エ

ア：将来損金化する一時差異とは異なる。

イ：株主への配当ではない。

ウ：損金不算入なので加算項目である。

エ：交際費等の損金不算入額は支出済みで将来解消する資産・負債差異ではないため、通常社外流出となる。

総合解説：留保と社外流出は、申告調整額が税務上会社内に残る差異か、既に外部へ流出した永久的調整かで考える。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q029

総則・所得計算 > 申告調整・別表 | 難易度：基礎

問題：法人税申告書の別表五（一）の主な役割として最も適切なものはどれか。

ア：利益積立金額及び資本金等の額について、期首から期末までの税務上の増減を管理する。

イ：交際費等の損金不算入額だけを計算する。

ウ：減価償却資産ごとの償却率だけを管理する。

エ：法人税率だけを計算する。

答え・解説

正答：ア

ア：別表五（一）は税務上の純資産項目である利益積立金額・資本金等の額の異動を管理する明細書である。

イ：交際費等の詳細計算は別表十五である。

ウ：減価償却は別表十六関係で行う。

エ：税率計算専用の別表ではない。

総合解説：別表四の留保調整と別表五（一）の利益積立金額の増減は相互に連動する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q030

総則・所得計算 > 申告調整・別表 | 難易度：応用

問題：税引前当期利益1,000,000円に対し、減価償却超過額100,000円、交際費等の損金不算入額50,000円、受取配当等の益金不算入額80,000円がある。他の調整はない。所得金額はいくらか。

ア：1,230,000円。益金不算入額80,000円も加算する。

イ：1,070,000円。1,000,000 + 100,000 + 50,000 - 80,000である。

ウ：930,000円。損金不算入額を減算する。

エ：1,000,000円。申告調整を行わない。

答え・解説

正答：イ

ア：益金不算入は減算項目である。

イ：損金不算入150,000円を加算し、益金不算入80,000円を減算するため所得金額は1,070,000円。

ウ：損金不算入は加算項目である。

エ：会計利益と税務所得の差異を調整する必要がある。

総合解説：別表四の総合計算では、各項目が加算か減算かを正確に判定して集計する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q031

資産・費用 > 減価償却・繰延資産 | 難易度：基礎

問題：法人税法上の減価償却費の損金算入について、最も適切な説明はどれか。

ア：会計上計上した減価償却費は、税法上の限度額に関係なく全額損金となる。

イ：減価償却資産は取得年度に取得価額全額を必ず損金にする。

ウ：原則として法人が損金経理した償却費のうち、税法上の償却限度額に達するまでの金額が損金算入される。

エ：損金経理していなくても、税務署が自動的に最大限度額を損金算入する。

答え・解説

正答：ウ

ア：会計償却額が税務限度額を超えれば超過額は損金不算入となる。

イ：原則として耐用年数等に応じて期間配分する。

ウ：法人税法は減価償却について損金経理と償却限度額の枠内という要件を設けている。

エ：損金経理要件があるため申告だけで無条件に最大額を控除できない。

総合解説：減価償却は会計処理と税法上の限度額の双方を確認する代表的な項目である。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q032

資産・費用 > 減価償却・繰延資産 | 難易度：基礎

問題：取得価額1,200,000円、定額法の償却率0.200の減価償却資産を事業年度を通じて使用している。単純化し、残存簿価制限等を考慮しない場合の年間償却限度額はいくらか。

ア：1,000,000円。取得価額から償却率相当額を控除した残額である。

イ：200,000円。取得価額に関係なく償却率だけを金額化する。

ウ：1,200,000円。取得年度に全額を償却する。

エ：240,000円。1,200,000円×0.200である。

答え・解説

正答：エ

ア：算式の意味が逆である。

イ：償却率は割合であり取得価額へ乗じる必要がある。

ウ：原則として取得年度一括償却ではない。

エ：定額法の基本算式は取得価額×定額法償却率である。

総合解説：計算問題では採用償却方法と対応する算式を正確に選ぶ。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q033

資産・費用 > 減価償却・繰延資産 | 難易度：標準

問題：3月決算法人が10月1日に取得・事業供用した機械について、通年の定額法償却限度額が240,000円である。10月から翌年3月まで6か月使用した場合、当期の償却限度額はいくらか。

ア：120,000円。240,000円×6/12である。

イ：240,000円。事業年度途中でも通年額を全額償却する。

ウ：60,000円。240,000円×3/12である。

エ：20,000円。通年額を12で割るだけで使用月数を乗じない。

答え・解説

正答：ア

ア：事業年度の中で事業供用した場合は、原則として事業供用月数に応じて償却限度額を按分する。

イ：通年使用していないため全額ではない。

ウ：使用月数は10月から3月まで6か月である。

エ：月額だけでなく6か月分を計上する。

総合解説：取得日ではなく事業の用に供した日を起点として月数を確認する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q034

資産・費用 > 減価償却・繰延資産 | 難易度：基礎

問題：機械を購入し、購入代価800,000円のほか、引取運賃30,000円、据付けのため直接要した費用20,000円を支払った。特例的に除外できる費用はない。取得価額として最も適切なものはどれか。

ア：800,000円。購入代価だけを取得価額とする。

イ：850,000円。購入代価に購入・事業供用のため直接要した費用を加える。

ウ：830,000円。引取運賃だけを加え、据付費を除外する。

エ：50,000円。付随費用だけを取得価額とする。

答え・解説

正答：イ

ア：引取運賃・据付費を除外すると取得価額を過少計上する。

イ：購入した減価償却資産の取得価額には購入代価と直接付随費用を含める。

ウ：据付けのため直接要した費用も取得価額に含まれる。

エ：資産本体の購入代価を除外しない。

総合解説：取得価額には資産を取得して事業使用可能な状態にするまでの直接費用を含める。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q035

資産・費用 > 減価償却・繰延資産 | 難易度：標準

問題：令和8年度税制改正後の「中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例」について、改正内容として最も適切なものはどれか。

- ア：対象となる取得価額基準が10万円未満へ引き下げられ、従業員数による対象制限は廃止された。
イ：対象となる取得価額基準は30万円未満のままで、すべての大法人にも適用対象が拡大された。
ウ：対象となる減価償却資産の取得価額基準が40万円未満へ引き上げられ、常時使用する従業員数が400人を超える法人は対象から除外された。
エ：特例そのものが廃止され、40万円未満の資産はすべて通常の減価償却だけを行うことになった。

答え・解説

正答：ウ

- ア：10万円未満は一般の少額減価償却資産の基準と混同しており、令和8年度改正の特例基準ではない。
イ：令和8年度改正では基準額が40万円未満へ引き上げられ、対象法人も無制限に拡大されていない。
ウ：令和8年度改正では取得価額基準を従前の30万円未満から40万円未満へ引き上げ、対象法人から常時使用する従業員数が400人を超える法人を除外し、適用期限も延長した。
エ：特例は廃止ではなく、要件を見直した上で適用期限が延長された。
総合解説：令和8年度法人税法では減価償却関係の税制改正も出題対象となっているため、一般の10万円未満基準と、中小企業者等に対する40万円未満の特例を区別する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q036

資産・費用 > 減価償却・繰延資産 | 難易度：標準

問題：法人が事業用備品を1台90,000円で取得し、事業の用に供した事業年度に取得価額全額を損金経理した。使用可能期間は1年以上である。一般的な少額減価償却資産の取扱いとして最も適切なものはどれか。

- ア：10万円未満でも必ず通常の耐用年数で減価償却しなければならない。
イ：90,000円は資産取得なので税務上永久に損金にならない。
ウ：取得価額の半額45,000円だけ損金算入できる。
エ：取得価額が10万円未満なので、要件を満たせば取得価額全額をその事業年度の損金に算入できる。

答え・解説

正答：エ

- ア：少額資産については即時損金の取扱いがある。
イ：資産取得でも税法上の償却・少額資産制度により損金化される。
ウ：一律50%限度ではない。
エ：取得価額が10万円未満の減価償却資産は、損金経理等の要件を満たすと取得事業年度に全額損金算入できる。
総合解説：少額資産の判定では1単位当たりの取得価額や使用可能期間を確認する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q037 資産・費用 > 減価償却・繰延資産 | 難易度：応用

問題：老朽化した設備について、単に故障前の性能へ回復させる通常修繕200,000円と、能力を大幅に向上させる改良500,000円を同時に実施した。両者を区分できる場合の基本処理として最も適切なものはどれか。

ア：通常修繕200,000円は修繕費として損金算入を検討し、能力向上部分500,000円は資本的支出として減価償却の対象とする。

イ：合計700,000円を必ず全額修繕費として即時損金にする。

ウ：合計700,000円を必ず全額資本的支出とする。

エ：通常修繕200,000円を資産計上し、改良500,000円を修繕費とする。

答え・解説 正答：ア

ア：原状回復的な支出と価値・耐用年数を増加させる支出は、その性質に応じて区分する。

イ：明確に区分できるなら一律処理しない。

ウ：通常修繕部分まで資本化する必要はない。

エ：性質が逆である。

総合解説：令和8年度法人税法でも、耐用年数経過後の資産に対する修理・改良の資本的支出判定が出題された。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q038 資産・費用 > 減価償却・繰延資産 | 難易度：標準

問題：既存減価償却資産に資本的支出600,000円を行った。原則的な税務上の取扱いとして最も適切なものはどれか。

ア：既存資産の取得価額を消去し、600,000円だけを新取得価額とする。

イ：資本的支出600,000円を固有の取得価額とする新たな減価償却資産を取得したものとして償却し、既存資産は従来の償却を継続する。

ウ：資本的支出は支出時に必ず全額損金算入する。

エ：既存資産の償却を停止し、資本的支出だけ償却する。

答え・解説 正答：イ

ア：旧資産の帳簿価額を消去しない。

イ：原則として資本的支出は追加償却資産として独立して償却し、旧資産は従来方法を継続する。

ウ：資本的支出は即時費用ではなく資産化する。

エ：旧資産も継続して償却する。

総合解説：資本的支出後の税務では旧資産と追加償却資産を区別して管理する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q039

資産・費用 > 減価償却・繰延資産 | 難易度：基礎

問題：建物を賃借するために支払った返還されない権利金で、その支出効果が1年以上に及ぶものについて、税務上の基本的な取扱いとして最も適切なものはどれか。

ア：支払時に必ず全額を損金算入する。

イ：土地として有形固定資産に計上する。

ウ：原則として税法上の繰延資産となり、定められた償却期間にわたり償却する。

エ：株主資本として資本金等の額に算入する。

答え・解説

正答：ウ

ア：即時費用とならない場合がある。

イ：土地を取得したわけではない。

ウ：建物賃借のための一定の権利金等は、支出効果が1年以上に及ぶ場合に繰延資産として扱われる。

エ：資本取引ではない。

総合解説：税法上の繰延資産は、支出効果が将来期間へ及ぶ一定の費用を期間配分する制度である。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q040

資産・費用 > 減価償却・繰延資産 | 難易度：標準

問題：建物賃借のために支払った権利金600,000円が、特別な場合に該当せず、税務上の償却期間5年となる。事業年度を通じて償却対象である場合、1年分の償却限度額はいくらか。

ア：600,000円。支出年度に全額償却する。

イ：60,000円。10年で償却する。

ウ：0円。繰延資産は償却しない。

エ：120,000円。600,000円÷5年である。

答え・解説

正答：エ

ア：5年間に配分する。

イ：問題条件の償却期間は5年である。

ウ：繰延資産は一定期間にわたり償却する。

エ：一般的な5年償却に該当する権利金であれば、 $600,000 \div 5 = 120,000$ 円が年額となる。

総合解説：繰延資産は種類ごとに法定の償却期間・算定方法を確認する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q041 資産・費用 > 減価償却・繰延資産 | 難易度：標準

問題：3月決算法人が10月1日に、5年（60か月）で償却する繰延資産600,000円を支出した。10月から翌年3月まで6か月を償却対象とする場合、当期の償却限度額はいくらか。

ア：60,000円。600,000円÷60か月×6か月である。

イ：120,000円。1年分をそのまま償却する。

ウ：600,000円。支出年度に全額償却する。

エ：10,000円。月額だけを計上する。

答え・解説 正答：ア

ア：月額10,000円に支出日から期末までの6か月を乗じ、60,000円となる。

イ：通年ではなく6か月分である。

ウ：繰延資産は期間配分する。

エ：1か月分だけではない。

総合解説：事業年度中途の繰延資産支出では、支出日から期末までの月数を用いる。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q042 資産・費用 > 減価償却・繰延資産 | 難易度：応用

問題：会計上の減価償却費300,000円を損金経理したが、税法上の当期償却限度額は250,000円である。他の調整はない。別表四で加算すべき償却超過額はいくらか。

ア：300,000円。会計償却額全額を加算する。

イ：50,000円。損金経理額300,000円から償却限度額250,000円を控除する。

ウ：250,000円。税務上認められる額を加算する。

エ：0円。会計上費用なら全額損金となる。

答え・解説 正答：イ

ア：限度額内の部分まで否認しない。

イ：税務上損金算入できるのは限度額250,000円までであり、超過50,000円を加算する。

ウ：250,000円は損金算入可能額である。

エ：会計償却額と税務限度額が異なる場合は申告調整が必要である。

総合解説：償却超過額は典型的な留保加算項目であり、将来の認容につながり得る。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q043

資産・費用 > 引当金・貸倒損失 | 難易度：基礎

問題：法人税法上の貸倒引当金について最も適切な説明はどれか。

ア：すべての大法人を含め、法人なら必ず設定できる。

イ：個人にのみ認められ法人には認められない。

ウ：すべての法人が無条件に設定できる制度ではなく、資本金1億円以下の一定の中小法人など法令で定める法人に対象が限定されている。

エ：売掛金を有する法人は資本金額に関係なく必ず設定しなければならない。

答え・解説

正答：ウ

ア：大法人を含め一律適用ではない。

イ：法人税法上の制度として存在する。

ウ：貸倒引当金の損金算入制度は対象法人が限定されており、令和8年度出題でも中小法人等が前提とされた。

エ：設定義務ではなく対象法人が要件に従って適用する。

総合解説：貸倒引当金は債権の種類だけでなく、法人自体が制度対象かを先に確認する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q044

資産・費用 > 引当金・貸倒損失 | 難易度：基礎

問題：貸倒引当金の繰入限度額計算における金銭債権の区分として最も適切なものはどれか。

ア：すべての債権を一括評価だけで計算する。

イ：すべての債権を個別評価だけで計算する。

ウ：債権額100万円以上だけ個別評価し、それ未満は必ず対象外とする。

エ：一定の貸倒事由が生じている債権は個別評価金銭債権、それ以外の対象債権は一括評価金銭債権として区分して計算する。

答え・解説

正答：エ

ア：個別事由のある債権まで一律一括評価しない。

イ：一般債権について一括評価制度がある。

ウ：一律100万円という区分基準ではない。

エ：貸倒引当金は債権の信用状況に応じ個別評価・一括評価に分けて限度額を計算する。

総合解説：債権の法的・経済的状況を見て個別評価か一括評価かを判断する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q045

資産・費用 > 引当金・貸倒損失 | 難易度：標準

問題：貸倒引当金の一括評価金銭債権に該当する代表的なものとして最も適切なものはどれか。

ア：売掛金や貸付金など、個別評価金銭債権を除く一定の金銭債権。

イ：棚卸商品。

ウ：自社の資本金。

エ：土地の帳簿価額。

答え・解説

正答：ア

ア：一括評価金銭債権には売掛金、貸付金、一定の未収金等が含まれる。

イ：商品は金銭債権ではない。

ウ：資本金は純資産である。

エ：土地は固定資産であり金銭債権ではない。

総合解説：貸倒引当金の対象は回収すべき金銭債権であり、一般資産全体ではない。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q046

資産・費用 > 引当金・貸倒損失 | 難易度：標準

問題：期末一括評価金銭債権が20,000,000円、貸倒実績率が0.6%である。実績繰入率に基づく繰入限度額を単純計算するといくらか。

ア：12,000円。20,000,000円×0.06%である。

イ：120,000円。20,000,000円×0.6%である。

ウ：200,000円。債権額の1%を用いる。

エ：20,000,000円。債権全額を引き当てる。

答え・解説

正答：イ

ア：0.6%と0.06%を取り違えている。

イ：実績繰入率方式では期末一括評価金銭債権に貸倒実績率を乗じる。

ウ：問題条件の実績率は0.6%である。

エ：一般債権全額を引当限度額としない。

総合解説：計算前に債権区分と適用する繰入率を正確に確認する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q047

資産・費用 > 引当金・貸倒損失 | 難易度：標準

問題：民事再生法に基づく再生計画の認可により、売掛金300,000円のうち200,000円が法的に切り捨てられた。基本的な税務処理として最も適切なものはどれか。

ア：残額100,000円を貸倒損失とする。

イ：法的切捨てでも税務上貸倒損失は認められない。

ウ：切捨てが確定した事業年度に200,000円を貸倒損失として損金算入する。

エ：現金回収まで貸倒処理を行わない。

答え・解説

正答：ウ

ア：切捨てられた金額は200,000円である。

イ：法的切捨ては貸倒損失の代表的事由である。

ウ：法令に基づき切り捨てられた金額は、その事実が生じた事業年度の損金となる。

エ：債権切捨て時点で損失が確定する。

総合解説：貸倒損失では、どの事由が生じ、どの金額が失われたかを確認する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q048

資産・費用 > 引当金・貸倒損失 | 難易度：標準

問題：債務者の資産状況・支払能力から金銭債権500,000円の全額が回収不能であることが明らかになり、担保物もない。基本的な取扱いとして最も適切なものはどれか。

ア：回収不能が明らかでも法的整理がなければ永久に貸倒処理できない。

イ：半額250,000円だけ損金算入する。

ウ：貸倒引当金を設定していなかった場合は貸倒損失を計上できない。

エ：全額回収不能が明らかになった事業年度に、損金経理をして貸倒損失500,000円を計上できる。

答え・解説

正答：エ

ア：法的切捨て以外にも貸倒損失事由がある。

イ：一律半額処理ではない。

ウ：過去に貸倒引当金を設定していなくても実際の貸倒損失の判定は可能である。

エ：債務者の状況から全額回収不能が明らかな場合は、その事業年度に貸倒損失を損金経理できる。

総合解説：貸倒引当金という見積損失と、実際の貸倒損失を区別する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q049

資産・費用 > 引当金・貸倒損失 | 難易度：応用

問題：債務者の支払能力が著しく悪化し、貸付金の回収が困難であるが、その貸付金には換価可能な担保物がある。全額回収不能による貸倒損失の取扱いとして最も適切なものはどれか。

ア：原則として担保物を処分した後でなければ、全額回収不能として貸倒損失を損金経理できない。

イ：担保物の価値に関係なく貸付金全額を直ちに貸倒損失にする。

ウ：担保がある債権は貸倒損失になることが一切ない。

エ：担保物を資本金へ振り替えれば貸倒処理できる。

答え・解説

正答：ア

ア：全額回収不能の取扱いでは、担保物がある場合にはその処分後の回収不能額を確認する。

イ：担保から回収できる可能性を無視できない。

ウ：担保処分後に残額が回収不能となれば貸倒処理し得る。

エ：資本取引とは無関係である。

総合解説：貸倒損失は実際の回収可能性を客観的に確認して金額を確定する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q050

資産・費用 > 引当金・貸倒損失 | 難易度：応用

問題：継続取引先の資産状況が悪化して取引を停止し、最後の弁済等から1年以上経過しても支払がない。担保はなく、対象は通常の売掛債権である。一定の形式基準による貸倒れとして最も適切な説明はどれか。

ア：貸付金も含め、すべての金銭債権に同じ1年基準を適用できる。

イ：要件を満たす場合、売掛債権額から備忘価額を控除した残額を貸倒損失として損金経理できる。

ウ：売掛債権全額を必ず帳簿から消し、備忘価額を残してはならない。

エ：1年以上経過しても法的整理がなければ一切貸倒処理できない。

答え・解説

正答：イ

ア：貸付金等はこの形式基準の対象外である。

イ：一定期間取引停止後の形式基準は、継続取引に係る一定の売掛債権を対象とし、備忘価額を残して損金経理する取扱いである。

ウ：備忘価額を控除する。

エ：法的整理以外の貸倒損失事由として認められている。

総合解説：貸倒損失の3類型は対象債権・要件・損金算入額がそれぞれ異なる。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q051 資産・費用 > 引当金・貸倒損失 | 難易度：標準

問題：債務者への貸付金について、最後の返済から1年以上経過したという事実だけを理由に、一定期間取引停止後の売掛債権に係る形式基準で貸倒損失を計上しようとしている。最も適切な判断はどれか。

- ア：1年以上経過すれば貸付金でも自動的に全額貸倒損失となる。
イ：貸付金は金銭債権ではないため貸倒損失になり得ない。
ウ：その形式基準は通常の売掛債権を対象とし貸付金は含まれないため、別の貸倒事由があるかを検討する必要がある。
エ：貸付金は必ず貸倒引当金だけで処理し、実際の貸倒損失は認められない。

答え・解説 正答：ウ

ア：経過年数だけで自動判定しない。
イ：貸付金も金銭債権である。
ウ：1年以上取引停止等の形式基準は売掛債権等に限定され、貸付金にはそのまま適用できない。
エ：別の法的・実質的貸倒事由を満たせば貸倒損失となり得る。
総合解説：債権の種類と適用できる貸倒基準を正確に対応させる。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q052 資産・費用 > 引当金・貸倒損失 | 難易度：標準

問題：会計上、貸倒引当金繰入額500,000円を費用計上したが、法人税法上の繰入限度額は350,000円である。他の調整はない。別表四で加算すべき金額はいくらか。

- ア：500,000円。会計繰入額全額を加算する。
イ：350,000円。税務限度額を加算する。
ウ：0円。貸倒引当金は会計計上額が必ず全額損金となる。
エ：150,000円。会計繰入額500,000円から税務上の限度額350,000円を控除する。

答え・解説 正答：エ

ア：限度額内は損金算入可能である。
イ：350,000円は認容される金額である。
ウ：税法上の限度額規制がある。
エ：税務上損金算入できるのは限度額までであり、超過部分150,000円が損金不算入となる。
総合解説：引当金では会計計上額と税務限度額の差を申告調整する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q053

資産・費用 > 交際費・寄附金・租税公課 | 難易度：基礎

問題：交際費等に該当するかの判定として最も適切な考え方はどれか。

ア：勘定科目名だけではなく、得意先等の事業関係者に対する接待・供応・慰安・贈答等という支出の目的や行為態様で判断する。

イ：会計上「会議費」と記帳すれば税務上も必ず交際費等ではない。

ウ：会計上「交際費」と記帳したものだけが税法上の交際費等である。

エ：取引先に対する贈答でも金額が大きければ必ず寄附金となり、交際費等にはならない。

答え・解説

正答：ア

ア：税法上の交際費等は名目ではなく、支出の相手方・目的・行為の実質から判定する。

イ：勘定科目だけで判定しない。

ウ：他科目で経理していても実質が接待等なら交際費等となり得る。

エ：取引関係者への贈答は交際費等となる場合がある。

総合解説：令和8年度出題ポイントでも、交際費は勘定科目のみでなく行為・態様に依拠して判断すると明示された。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q054

資産・費用 > 交際費・寄附金・租税公課 | 難易度：標準

問題：取引先5名と自社社員2名の計7名で行った接待飲食の費用が70,000円で、専ら自社役員等に対する飲食ではなく、必要な記録を保存している。1人当たり金額による交際費等除外の判定として最も適切なものはどれか。

ア：自社社員が1名でも参加しているため必ず全額交際費等となる。

イ：1人当たり10,000円なので、要件を満たす限り交際費等の範囲から除外される。

ウ：1人当たり70,000円として判定する。

エ：1人当たり10,000円以下の基準は5,000円であり、この支出は必ず交際費等となる。

答え・解説

正答：イ

ア：専ら自社役員等のための飲食ではなく、取引先が参加しているため社員参加だけで排除されない。

イ：飲食費70,000円÷参加者7名＝10,000円であり、現行基準では一定の記録保存等を条件に交際費等から除外される。

ウ：参加人数で按分して判定する。

エ：現行の金額基準は10,000円以下である。

総合解説：少額飲食費の判定では参加人数・支出額・社内飲食費該当性・記録保存を確認する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q055

資産・費用 > 交際費・寄附金・租税公課 | 難易度：応用

問題：期末資本金1億円以下で一定の除外要件に該当しない法人の交際費等について、現行制度の損金不算入額計算として最も適切な説明はどれか。

ア：交際費等は法人規模にかかわらず必ず全額損金不算入である。

イ：資本金1億円以下なら交際費等は金額無制限で全額損金算入できる。

ウ：原則的な制度要件の下で、接待飲食費の50%相当額を超える部分を損金不算入とする方法と、年800万円の定額控除限度額を超える部分を損金不算入とする方法のいずれかを選択できる。

エ：接待飲食費の10%だけが損金算入できる。

答え・解説

正答：ウ

ア：全法人一律全額否認ではない。

イ：中小法人でも限度制度がある。

ウ：一定の中小法人等には接待飲食費50%方式と800万円定額控除方式の選択肢が設けられている。

エ：10%という一般ルールではない。

総合解説：交際費課税では法人区分と支出内容を確認した上で有利な方式を選択する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q056

資産・費用 > 交際費・寄附金・租税公課 | 難易度：基礎

問題：法人税法上の寄附金の範囲として最も適切なものはどれか。

ア：「寄附金」という勘定科目で経理した現金支出だけ。

イ：商品が無償提供しても現金支出でないため寄附金にはならない。

ウ：取引先への利益供与は事業関係があるため絶対に寄附金にならない。

エ：名義を問わず、金銭その他の資産又は経済的利益の贈与・無償供与で、広告宣伝費・交際費・福利厚生費等に該当しないもの。

答え・解説

正答：エ

ア：勘定科目名に限定されない。

イ：現物資産や経済的利益も対象となる。

ウ：事業関係者への支出でも交際費等との区分や実態により寄附金となることがある。

エ：寄附金は会計上の科目名ではなく、無償の資産・経済的利益供与という実質で判定する。

総合解説：寄附金・交際費・給与等は支出の相手方と目的・実質により区分する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q057

資産・費用 > 交際費・寄附金・租税公課 | 難易度：標準

問題：資本関係のない法人へ時価800,000円の資産を500,000円で譲渡し、時価との差額が実質的な贈与と認められる。この利益供与部分に係る寄附金の額はいくらか。

ア：300,000円。時価800,000円と実際の譲渡価額500,000円との差額である。

イ：800,000円。資産の時価全額を寄附金とする。

ウ：500,000円。実際の譲渡価額を寄附金とする。

エ：0円。有償譲渡なので寄附金は生じない。

答え・解説

正答：ア

ア：低額譲渡で差額が実質的贈与と認められる場合、時価と対価との差額が寄附金となる。

イ：全体価額ではなく利益供与部分を捉える。

ウ：譲渡対価そのものではない。

エ：有償でも低額部分が実質的贈与となる場合がある。

総合解説：寄附金は無償取引だけでなく、著しい低額譲渡等の利益供与にも生じる。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q058

資産・費用 > 交際費・寄附金・租税公課 | 難易度：標準

問題：法人が決算で寄附金300,000円を未払計上したが、実際の金銭支払は翌事業年度である。法人税法上の寄附金の支出時期として最も適切なものはどれか。

ア：未払計上した当期に必ず寄附金支出として扱う。

イ：原則として現実に支払った翌事業年度に寄附金の支出があったものとして扱う。

ウ：寄附の意思決定をした年度に支出したものとする。

エ：寄附金は支払時期に関係なく損金算入限度額計算の対象外である。

答え・解説

正答：イ

ア：一般費用の債務確定基準と寄附金の支出時期を混同しない。

イ：法人税法上の寄附金は、経理処理にかかわらず原則として現実に金銭等で支払った時に支出したものと認識する。

ウ：意思決定だけでは現実の支出ではない。

エ：寄附金は損金算入制限の対象となる。

総合解説：寄附金は一般の未払費用とは異なる支出時期のルールがある。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q059

資産・費用 > 交際費・寄附金・租税公課 | 難易度：基礎

問題：法人が納付する租税公課等のうち、法人税法上損金不算入となる代表例として最も適切なものはどれか。

ア：固定資産税はすべて永久に損金不算入である。

イ：事業に使用する不動産に係る通常の固定資産税だけ。

ウ：法人税・地方法人税・法人住民税の本税、各種加算税・延滞税等、罰金・科料。

エ：法人が負担する租税公課は種類を問わずすべて損金算入できる。

答え・解説

正答：ウ

ア：固定資産税など損金算入される租税もある。

イ：通常の固定資産税は損金不算入の代表例ではない。

ウ：法人税等の本税や制裁的な附帯税・罰金等は損金不算入とされる。

エ：税目ごとに損金算入可否が異なる。

総合解説：租税公課は『税金だから全部損金』ではなく、法人税等や制裁的負担を区別する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q060

資産・費用 > 交際費・寄附金・租税公課 | 難易度：応用

問題：固定資産税など賦課課税方式による租税について、法人税法上の損金算入時期の基本的な考え方として最も適切なものはどれか。

ア：実際に現金で納付するまで絶対に損金算入できない。

イ：対象資産を取得した事業年度に将来分をすべて一括損金算入する。

ウ：賦課課税方式の租税はすべて損金不算入である。

エ：原則として賦課決定があった日の属する事業年度に損金算入する。

答え・解説

正答：エ

ア：納付時だけを基準とするものではない。

イ：将来賦課分まで先取りしない。

ウ：固定資産税等は損金算入され得る。

エ：賦課課税方式による損金算入可能な租税は、原則として賦課決定により納付義務が具体化した事業年度に損金算入する。

総合解説：租税公課は損金算入可否だけでなく、申告納税方式・賦課課税方式等に応じた時期も確認する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q061 企業取引 > 役員給与 | 難易度：基礎

問題：法人が役員に支給する給与について、損金算入が認められる基本的な類型として最も適切な組合せはどれか。

ア：定期同額給与、事前確定届出給与、一定の業績連動給与。

イ：月額給与、賞与、退職金であれば要件を問わずすべて損金算入。

ウ：現金給与、現物給与、福利厚生費の3区分。

エ：定期給与、寄附金、交際費の3区分。

答え・解説 正答：ア

ア：役員給与は利益調整防止の観点から損金算入類型が限定され、主に定期同額給与・事前確定届出給与・一定の業績連動給与が規定されている。

イ：名称だけで無条件に損金算入されるわけではない。

ウ：支給形態ではなく税法上の要件類型で判定する。

エ：寄附金・交際費は役員給与の損金算入類型ではない。

総合解説：役員給与はまずどの法定類型に該当するかを判定し、その後に過大部分等を検討する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q062 企業取引 > 役員給与 | 難易度：基礎

問題：毎月25日に役員へ月額500,000円を支給し、事業年度を通じて支給額が同額である。特別な改定はない。基本的な取扱いとして最も適切なものはどれか。

ア：毎月支給する給与は役員給与なので必ず損金不算入である。

イ：1か月以下の一定期間ごとに同額を支給しているため、定期同額給与に該当し得る。

ウ：支給額が同額であると定期同額給与には該当しない。

エ：定期同額給与は年1回だけ支給する給与をいう。

答え・解説 正答：イ

ア：役員給与でも法定要件を満たせば損金算入対象となる。

イ：支給時期が1か月以下の一定期間ごとで、各支給時期の支給額等が同額である給与は定期同額給与の基本形である。

ウ：同額性が重要な要件である。

エ：年1回給与は定期同額給与の基本形ではない。

総合解説：定期同額給与では支給周期と同額性を確認する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q063

企業取引 > 役員給与 | 難易度：標準

問題：3月決算法人が、定時株主総会で役員報酬を改定し、事業年度開始の日の属する会計期間開始の日から3か月以内に新月額へ変更した。その後は同額で支給している。基本的な判定として最も適切なものはどれか。

ア：事業年度中の役員報酬変更は理由を問わず必ず全額損金不算入となる。

イ：通常改定は事業年度終了直前にだけ認められる。

ウ：通常改定として定期同額給与の要件を満たし得る。

エ：改定後の支給額が同額でも、改定した時点で自動的に事前確定届出給与となる。

答え・解説

正答：ウ

ア：法令は一定の改定を認めている。

イ：終了直前だけに限定されない。

ウ：通常の定期給与の改定は、原則として事業年度開始後3か月以内など所定の時期に行われ、その前後で同額性を満たせば定期同額給与となり得る。

エ：定期同額給与と事前確定届出給与は別類型である。

総合解説：役員給与の改定は時期・理由・改定前後の支給状況をセットで判定する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q064

企業取引 > 役員給与 | 難易度：標準

問題：事前確定届出給与として損金算入を受けるための基本的な考え方として最も適切なものはどれか。

ア：支給後に金額を決め、決算前に届出をすれば足りる。

イ：支給時期・支給額が未定でも役員賞与ならすべて損金となる。

ウ：事前確定届出給与は毎月同額の給与だけをいう。

エ：役員の職務について所定の時期に確定額等を支給する旨をあらかじめ定め、届出が必要な場合には期限内に所轄税務署長へ届け出、その定めに基づいて支給する。

答え・解説

正答：エ

ア：事後的な利益調整を防ぐため事前確定が必要である。

イ：未確定の賞与を無条件に損金とはしない。

ウ：毎月同額給与は定期同額給与の論点である。

エ：事前確定届出給与は事前に支給時期・確定額等を定め、必要な届出を行った上でその定めどおり支給する制度である。

総合解説：事前確定届出給与では『事前の定め・届出・定めどおりの支給』を確認する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q065

企業取引 > 役員給与 | 難易度 : 応用

問題：業績連動給与について損金算入要件を満たすための考え方として最も適切なものはどれか。
ア：利益・株価その他一定の客観的な業績指標を基礎とする算定方法について、法令所定の法人・役員・手続・開示等の要件を満たす必要がある。
イ：経営者が期末に自由に決めた利益連動賞与であればすべて損金になる。
ウ：業績連動給与は同族会社の全役員に無条件で認められる。
エ：算定方法は非公開で恣意的でもよい。

答え・解説

正答：ア

ア：業績連動給与は利益調整を防ぐため、対象法人・役員、客観的指標、適正手続、開示等に厳格な要件がある。
イ：期末の恣意的決定では要件を満たさない。
ウ：同族会社には適用制限がある。
エ：客観性・開示等が重要である。
総合解説：業績連動給与は名称ではなく、算定指標と手続要件を具体的に確認する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q066

企業取引 > 役員給与 | 難易度 : 標準

問題：定期同額給与の形式要件を満たしている役員報酬であっても、職務内容・会社規模・同業他社水準等からみて不相当に高額な部分がある場合の税務処理として最も適切なものはどれか。
ア：定期同額給与なら金額の多寡にかかわらず全額損金となる。
イ：不相当に高額な部分の金額は損金不算入となる。
ウ：不相当に高額な部分は受取配当等として益金不算入にする。
エ：過大部分だけを減価償却資産として計上する。

答え・解説

正答：イ

ア：形式要件だけで無制限な損金算入は認められない。
イ：役員給与は法定類型に該当していても、不相当に高額な部分は別途損金不算入となる。
ウ：配当益金不算入とは無関係である。
エ：資産形成支出ではない。
総合解説：役員給与では『支給方法の要件』と『金額の相当性』の二段階で確認する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q067 企業取引 > 役員給与 | 難易度：標準

問題：法人が事実を隠蔽又は仮装して経理することにより役員へ支給した給与について、最も適切な取扱いはどれか。

ア：定期同額であれば隠蔽・仮装していても全額損金となる。

イ：半額だけ損金不算入となる。

ウ：その給与の額は原則として全額が損金不算入となる。

エ：役員本人が所得税を納めれば法人側では必ず損金となる。

答え・解説 正答：ウ

ア：不正経理を法定類型で正当化できない。

イ：一律半額という規定ではない。

ウ：隠蔽・仮装経理による役員給与は、通常の定期同額給与等とは別に全額損金不算入とされる。

エ：役員個人の課税と法人の損金算入可否は別問題である。

総合解説：役員給与課税は利益操作だけでなく、不正経理による支給にも厳しい制限がある。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q068 企業取引 > 役員給与 | 難易度：応用

問題：法人が役員へ時価600,000円の資産を200,000円で譲渡し、その値引きに合理的な福利厚生上の理由等はない。役員に供与した給与相当の経済的利益はいくらか。

ア：600,000円。時価全額が給与となる。

イ：200,000円。実際の支払額が給与となる。

ウ：0円。有償譲渡なので経済的利益は生じない。

エ：400,000円。時価600,000円と譲渡価額200,000円との差額である。

答え・解説 正答：エ

ア：役員が支払った200,000円部分まで利益供与ではない。

イ：200,000円は役員が負担した対価である。

ウ：有償でも時価との差額が経済的利益となり得る。

エ：役員への低額譲渡では、通常、時価と実際対価との差額が役員への経済的利益となる。

総合解説：令和8年度法人税法では、低廉譲渡先が役員等個人である場合の役員給与・使用人給与の判定も問われた。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q069 企業取引 > 役員給与 | 難易度：標準

問題：使用人兼務役員に対し、役員としての職務に対する給与とは別に、他の使用人と同様の基準で使用人としての職務に対する給与を支給している。基本的な取扱いとして最も適切なものはどれか。
ア：使用人としての職務に対する適正額の給与は、役員給与の損金不算入規定から区別して扱われる。
イ：使用人兼務役員への給与は職務内容にかかわらず全額が役員給与として損金不算入となる。
ウ：使用人分給与は必ず寄附金となる。
エ：使用人分給与は受取配当等として処理する。

答え・解説 正答：ア

ア：使用人兼務役員の使用人職務部分に対する給与は、一定の要件のもと役員給与とは区別される。ただし不相当に高額な部分等には別の制限がある。
イ：役員身分があるだけで全額を一律否認しない。
ウ：寄附金ではない。
エ：配当収入ではない。
総合解説：役員給与問題では、役員・使用人兼務役員・特殊関係使用人など受給者のステータス判定も重要である。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q070 企業取引 > 役員給与 | 難易度：標準

問題：会計上役員報酬1,200,000円を費用計上したが、そのうち300,000円が法人税法上の損金不算入額と判定された。他の調整はない。別表四での基本的な調整はどれか。
ア：1,200,000円全額を加算する。
イ：300,000円を加算し、通常は社外流出として処理する。
ウ：300,000円を減算する。
エ：損金不算入額でも申告調整は不要である。

答え・解説 正答：イ

ア：認容される900,000円まで加算しない。
イ：会計費用のうち税務上否認される300,000円だけを所得へ加算し、既に役員へ支給されているため通常社外流出となる。
ウ：損金不算入は加算項目である。
エ：会計と税務に差異があるため調整する。
総合解説：別表四の役員給与の損金不算入額は代表的な社外流出加算項目である。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q071 企業取引 > 受取配当・有価証券 | 難易度：基礎

問題：内国法人が他の内国法人から受ける配当等について益金不算入制度が設けられている主な趣旨として最も適切なものはどれか。

ア：配当を受ける法人には一切法人税を課さないため。

イ：配当をすべて資本金へ振り替えるため。

ウ：配当の原資となる利益に対する法人段階での課税と、受取法人での重複課税を調整するため。

エ：株式の時価下落を補填するため。

答え・解説 正答：ウ

ア：受取法人の他の所得まで非課税にする制度ではない。

イ：資本振替制度ではない。

ウ：法人間配当には同一利益への経済的二重課税が生じ得るため、持株関係に応じた益金不算入制度が設けられている。

エ：有価証券評価損とは別制度である。

総合解説：受取配当等の益金不算入割合が持株関係で異なるのは、二重課税調整の程度と関連する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q072 企業取引 > 受取配当・有価証券 | 難易度：標準

問題：完全子法人株式等に該当する株式から配当1,000,000円を受け取った。制度上の他の調整はない。益金不算入額はいくらか。

ア：500,000円。配当の50%だけ益金不算入とする。

イ：200,000円。配当の20%だけ益金不算入とする。

ウ：0円。完全子法人からの配当は全額益金となる。

エ：1,000,000円。完全子法人株式等に係る配当等は全額が益金不算入の対象となる。

答え・解説 正答：エ

ア：50%はその他株式等の基本割合である。

イ：20%は非支配目的株式等の基本割合である。

ウ：完全子法人配当には全額不算入制度がある。

エ：完全子法人株式等に係る配当等は原則として全額益金不算入となる。

総合解説：受取配当等はまず株式区分を判定し、その区分に応じた不算入額を計算する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q073

企業取引 > 受取配当・有価証券 | 難易度：応用

問題：関連法人株式等に係る受取配当等の益金不算入額について、最も適切な説明はどれか。

ア：原則として配当等の額から、その株式等に対応する負債利子のうち法令所定の額を控除した金額を益金不算入とする。

イ：配当等の額の20%だけを益金不算入とする。

ウ：配当等の額の50%だけを無条件で益金不算入とする。

エ：配当等の額は全額益金となり、負債利子控除制度はない。

答え・解説

正答：ア

ア：関連法人株式等では配当全額を基礎にしつつ、一定の負債利子を控除して益金不算入額を算定する。

イ：20%は非支配目的株式等の基本割合である。

ウ：50%はその他株式等の基本割合である。

エ：関連法人株式等には負債利子控除の考え方がある。

総合解説：関連法人株式等は他区分と比べ、負債利子控除が計算上の重要論点となる。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q074

企業取引 > 受取配当・有価証券 | 難易度：標準

問題：完全子法人株式等・関連法人株式等・非支配目的株式等のいずれにも該当しない株式等から配当600,000円を受け取った。他の調整はない。益金不算入額はいくらか。

ア：600,000円。全額を益金不算入とする。

イ：300,000円。配当等の額600,000円の50%である。

ウ：120,000円。20%だけを益金不算入とする。

エ：0円。全額を益金算入する。

答え・解説

正答：イ

ア：全額不算入は完全子法人株式等の基本である。

イ：その他株式等に係る配当等は原則として50%相当額が益金不算入となる。

ウ：20%は非支配目的株式等の基本割合である。

エ：一定割合の益金不算入制度がある。

総合解説：株式区分ごとの不算入割合を正確に使い分ける。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q075

企業取引 > 受取配当・有価証券 | 難易度：標準

問題：非支配目的株式等に係る配当500,000円を受け取った。他の調整はない。益金不算入額はいくらか。

ア：500,000円。全額を益金不算入とする。

イ：250,000円。50%を益金不算入とする。

ウ：100,000円。配当等の額500,000円の20%である。

エ：0円。非支配目的株式等には益金不算入がない。

答え・解説

正答：ウ

ア：全額不算入ではない。

イ：50%ではない。

ウ：非支配目的株式等に係る配当等は原則として20%相当額が益金不算入となる。

エ：20%の益金不算入がある。

総合解説：持株関係が弱い非支配目的株式等では益金不算入割合も低く設定されている。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q076

企業取引 > 受取配当・有価証券 | 難易度：標準

問題：完全子法人株式等からの配当400,000円、その他株式等からの配当300,000円、非支配目的株式等からの配当200,000円を受け取った。負債利子等の調整はない。益金不算入額の合計はいくらか。

ア：900,000円。すべて全額益金不算入とする。

イ：450,000円。全配当の50%とする。

ウ：180,000円。全配当の20%とする。

エ：590,000円。 $400,000 + 300,000 \times 50\% + 200,000 \times 20\%$ である。

答え・解説

正答：エ

ア：株式区分ごとに割合が異なる。

イ：完全子法人配当を50%にしてはいけない。

ウ：完全子法人配当を20%にしてはいけない。

エ：区分別に不算入割合を適用し、 $400,000 + 150,000 + 40,000 = 590,000$ 円となる。

総合解説：受取配当等の計算では一括率を使わず、各株式区分ごとに計算して合算する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q077 企業取引 > 受取配当・有価証券 | 難易度：標準

問題：法人が株主として資本の払戻しを受け、受取額の一部が法人税法上みなし配当の額に該当する場合の基本的な取扱いとして最も適切なものはどれか。

ア：みなし配当に該当する部分について受取配当等の益金不算入規定の適用関係を検討し、残余部分について株式譲渡対価等としての処理を検討する。

イ：受取額全額を通常の売上高として処理する。

ウ：受取額全額を必ず資本金等の額へ加算し、所得計算しない。

エ：みなし配当があっても受取配当等の規定は一切関係しない。

答え・解説 正答：ア

ア：資本払戻し等では受取額をみなし配当部分と資本回収・譲渡対価部分に分けて税務処理する。

イ：営業売上とは異なる。

ウ：受取法人側で所得計算上の区分が必要である。

エ：みなし配当部分は受取配当等の制度対象となり得る。

総合解説：令和8年度法人税法では資本の払戻しに伴うみなし配当も受取配当等と併せて出題された。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q078 企業取引 > 受取配当・有価証券 | 難易度：標準

問題：同一銘柄の有価証券を複数回取得した後に一部譲渡する場合の譲渡原価算定について、最も適切な説明はどれか。

ア：常に最も高い取得価額の株式から先に譲渡したものとする。

イ：税法上選定・適用される移動平均法又は総平均法等により一単位当たり帳簿価額を算定し、譲渡株数に対応する譲渡原価を求める。

ウ：常に最も安い取得価額の株式だけを譲渡原価にする。

エ：譲渡原価は売却代金と同額にする。

答え・解説 正答：イ

ア：任意の高価取得分だけを選べない。

イ：同一銘柄の帳簿価額は法令所定の方法で平均単価を算定し、譲渡原価へ反映する。

ウ：任意の低価取得分だけを選べない。

エ：譲渡原価と売却収益は別概念である。

総合解説：有価証券税務では取得価額・一単位当たり帳簿価額・譲渡原価の連続計算が重要である。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q079 企業取引 > 受取配当・有価証券 | 難易度：標準

問題：保有有価証券の市場価格が下落したため会計上評価損を計上した。法人税法上損金算入するための基本的な考え方として最も適切なものはどれか。

ア：市場価格が1円でも下落すれば会計評価損全額が必ず損金となる。

イ：有価証券の評価損は税法上いかなる場合も認められない。

ウ：税法上定める著しい価額低下等の評価換え事由に該当し、損金経理等の要件を満たす場合に限り一定額を損金算入できる。

エ：評価損は受取配当等の益金不算入額として減算する。

答え・解説 正答：ウ

ア：単なる軽微な価格下落だけで全額損金とはならない。

イ：一定要件下では評価損が認められる。

ウ：法人税法は評価損を原則制限しつつ、一定の事実が生じた場合に例外的な損金算入を認める。

エ：配当益金不算入とは別制度である。

総合解説：有価証券評価損は会計上の減損処理と税法上の損金要件を区別して判断する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q080 企業取引 > 受取配当・有価証券 | 難易度：標準

問題：内国法人が配当等を受け取り、その支払時に所得税及び復興特別所得税が源泉徴収された。法人税申告上の基本的な取扱いとして最も適切なものはどれか。

ア：源泉所得税等は法人の最終負担なので法人税額から一切控除できない。

イ：源泉所得税等を受取配当等の益金不算入額へそのまま加算する。

ウ：源泉所得税等は自己株式の取得価額とする。

エ：法令所定の範囲で、源泉徴収された所得税等を法人税額から控除する所得税額控除の対象とする。

答え・解説 正答：エ

ア：法人段階での二重負担を調整する税額控除が設けられている。

イ：益金不算入額の算定とは別に税額控除を行う。

ウ：有価証券取得価額とは無関係である。

エ：法人が利子・配当等で源泉徴収された所得税等は、法人税額から控除する制度がある。

総合解説：受取配当の問題では所得計算だけでなく、源泉所得税の税額控除まで一連で確認する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q081 企業取引 > グループ法人税制 | 難易度：基礎

問題：法人税法上の完全支配関係の基本的な考え方として最も適切なものはどれか。
ア：一の者が法人の発行済株式等の全部を直接又は間接に保有するなど、法令所定の100%支配関係。
イ：議決権を10%以上保有すれば必ず完全支配関係となる。
ウ：取引先として長年関係があれば資本関係がなくても完全支配関係となる。
エ：同じ業種の法人はすべて完全支配関係にある。

答え・解説 正答：ア

ア：完全支配関係は原則として100%の直接・間接保有関係等を基礎に判定する。
イ：10%保有では完全支配とはいえない。
ウ：取引関係だけでは資本支配関係にならない。
エ：業種一致は判定基準ではない。
総合解説：グループ法人税制の適用可否は、まず完全支配関係の有無とその支配者が誰かを確認する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q082 企業取引 > グループ法人税制 | 難易度：標準

問題：完全支配関係がある法人間で、税法上の譲渡損益調整資産に該当する固定資産を譲渡して譲渡益が生じた。基本的な取扱いとして最も適切なものはどれか。
ア：完全支配関係があっても必ず通常どおり全額を当期益金とし、調整は行わない。
イ：譲渡法人で生じた譲渡益は、法令所定の譲渡損益調整額として原則繰り延べ、後の戻入れ事由に応じて益金算入する。
ウ：譲渡益を永久に課税しない。
エ：譲渡益を譲受法人の資本金へ直接加算する。

答え・解説 正答：イ

ア：完全支配関係法人間には特別な損益調整規定がある。
イ：グループ内の一定資産移転では経済的実質としてグループ外へ実現していない損益を繰り延べる制度がある。
ウ：繰延べであり永久免税ではない。
エ：譲受法人の資本金へ振り替える制度ではない。
総合解説：譲渡損益調整資産制度は『グループ内移転では損益を一旦繰延べ、外部実現等で戻す』と整理する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q083 企業取引 > グループ法人税制 | 難易度：標準

問題：完全支配関係法人へ、譲渡損益調整資産に該当する土地を譲渡価額15,000,000円、譲渡直前帳簿価額12,000,000円で譲渡した。付随費用は考慮しない。繰り延べ対象となる譲渡利益額はいくらか。

- ア：15,000,000円。譲渡価額全額を繰り延べる。
イ：12,000,000円。帳簿価額全額を繰り延べる。
ウ：3,000,000円。譲渡価額15,000,000円から譲渡直前帳簿価額12,000,000円を控除する。
エ：0円。完全支配関係法人間では譲渡利益自体を計算しない。

答え・解説 正答：ウ

ア：収益全額ではなく利益部分を調整する。
イ：原価全額ではない。
ウ：譲渡利益額は譲渡対価と譲渡直前の帳簿価額との差額3,000,000円である。
エ：まず譲渡損益を計算し、その認識を繰り延べる。
総合解説：法人税基本通達では、譲渡損益調整額計算上の原価は譲渡直前帳簿価額とされる。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q084 企業取引 > グループ法人税制 | 難易度：標準

問題：完全支配関係法人へ譲渡した固定資産について譲渡益を繰り延べていたが、譲受法人がその資産をグループ外の第三者へ売却した。基本的な取扱いとして最も適切なものはどれか。

- ア：最初の譲渡益は永久に繰り延べたままとする。
イ：第三者へ売却したのは譲受法人なので、譲渡法人には一切税務処理が生じない。
ウ：繰延額を株主への配当として処理する。
エ：譲渡法人は、法令所定の範囲で繰り延べていた譲渡損益調整額を戻し入れ、益金又は損金に算入する。

答え・解説 正答：エ

ア：制度は永久課税免除ではない。
イ：譲渡法人側にも繰延損益の戻入れが生じる。
ウ：配当処理ではない。
エ：譲受法人による外部譲渡等は、グループ内で繰り延べた損益を実現させる代表的な戻入れ事由である。
総合解説：グループ内譲渡損益は、資産が外部へ出る等の実現事由で認識される。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q085 企業取引 > グループ法人税制 | 難易度：標準

問題：内国法人Pが100%保有する内国法人Aと内国法人Bの間で、AがBへ金銭1,000,000円を無償供与し、法人による完全支配関係にある内国法人間の寄附金に該当する。A側の基本的な取扱いとして最も適切なものはどれか。

ア：寄附金1,000,000円は損金不算入となる。

イ：一般寄附金の損金算入限度額の範囲なら必ず損金算入する。

ウ：全額を交際費として損金算入する。

エ：無償供与なのでA側には税務処理がない。

答え・解説 正答：ア

ア：法人による完全支配関係にある内国法人間の一定の寄附金は、一般寄附金限度額の計算によらず損金不算入となる。

イ：通常の一般寄附金と異なる特則が適用される。

ウ：接待等ではなく寄附金である。

エ：譲渡側にも寄附金の税務処理が生じる。

総合解説：法人による100%グループ内寄附では、寄附側損金不算入と受贈側益金不算入が対応する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q086 企業取引 > グループ法人税制 | 難易度：標準

問題：前問と同じく内国法人Pが100%保有する内国法人Aから内国法人Bへ1,000,000円の無償供与があり、A側で完全支配関係法人間の寄附金として損金不算入となる。B側の基本的な取扱いとして最も適切なものはどれか。

ア：受贈益1,000,000円を必ず全額益金算入する。

イ：対応する受贈益1,000,000円は益金不算入となる。

ウ：受贈益を交際費として損金算入する。

エ：受贈益を自己株式として処理する。

答え・解説 正答：イ

ア：グループ内寄附特則では寄附側と受贈側の課税を対応させる。

イ：法人による完全支配関係にある法人間で、相手側の寄附金に対応する一定の受贈益は益金不算入となる。

ウ：受贈益は費用ではない。

エ：自己株式とは無関係である。

総合解説：グループ内無償取引では、支配者が法人かどうかも含めて寄附金・受贈益特則の適用を判定する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q087 企業取引 > グループ法人税制 | 難易度：応用

問題：個人Xが法人Aと法人Bの発行済株式をそれぞれ100%保有している。AからBへの低額譲渡について、令和8年度出題ポイントで示されたグループ法人税制の理解として最も適切なものはどれか。

ア：個人が支配者の場合、完全支配関係法人間の税制は一切適用されない。

イ：個人支配でも法人支配でも、寄附金・受贈益の特則は必ず同一に適用される。

ウ：譲渡損益調整資産の繰延べ制度は個人による完全支配関係でも適用対象となり得るが、法人による完全支配関係に限定される寄附金・受贈益の特則とは適用範囲が異なる。

エ：個人支配の場合だけ譲渡損益を永久に非課税とする。

答え・解説 正答：ウ

ア：個人支配でも適用されるグループ法人税制がある。

イ：制度ごとに支配者属性の要件が異なる。

ウ：令和8年度出題ポイントは、譲渡損益調整資産制度は支配者が個人か法人かを問わない一方、一定の寄附金・受贈益特則は法人による完全支配関係に限ることを明示している。

エ：繰延べは永久非課税ではない。

総合解説：グループ法人税制は『100%支配なら全部同じ』ではなく、各規定の支配関係要件を個別に確認する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q088 企業取引 > グループ法人税制 | 難易度：標準

問題：グループ法人税制とグループ通算制度の関係として最も適切な説明はどれか。

ア：完全支配関係があれば自動的にすべての法人がグループ通算制度へ加入する。

イ：グループ法人税制はグループ通算制度を選択した法人にしか適用されない。

ウ：両制度は名称だけが違い、内容・手続は完全に同一である。

エ：完全支配関係法人間の一定取引に自動的に適用される個別規定群と、承認等によりグループ内各法人が個別申告しつつ損益通算等を行うグループ通算制度は区別される。

答え・解説 正答：エ

ア：通算制度には開始手続が必要である。

イ：通算制度を適用しない100%グループにも一定のグループ法人税制は適用される。

ウ：両者は制度目的・計算方法が異なる。

エ：グループ法人税制の取引規定とグループ通算制度は別の仕組みであり、適用要件・手続が異なる。

総合解説：試験では『100%グループ内取引の特則』と『損益通算を行う制度』を混同しないことが重要である。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q089 企業取引 > グループ法人税制 | 難易度 : 標準

問題 : グループ通算制度における法人税の申告・納税単位として最も適切なものはどれか。
ア : 完全支配関係にあるグループ内の各法人を納税単位とし、各法人が個別に法人税額の計算・申告を行いつつ、制度上の損益通算等の調整を行う。
イ : グループ全体を一法人とみなし、親法人だけが唯一の申告書を提出する。
ウ : 子法人は法人税計算を行わず、全取引を親法人の帳簿へ移す。
エ : 通算制度では損益通算を一切行わない。

答え・解説 正答 : ア

ア : グループ通算制度は各法人を納税単位とする個別申告方式を取りながら、グループ内で損益通算等を行う。
イ : 旧連結納税制度のイメージと混同しない。
ウ : 各法人は独立法人として計算・申告する。
エ : 損益通算は制度の中心機能である。
総合解説 : 通算制度は『個別申告 + グループ調整』という構造を押さえる。

対象年度 : 2026 | 基準日 : 2026-04-03

Q090 企業取引 > グループ法人税制 | 難易度 : 応用

問題 : 法人Pが100%保有するA社が、同じくPが100%保有するB社へ、時価10,000,000円・帳簿価額7,000,000円の譲渡損益調整資産を8,000,000円で譲渡した。差額2,000,000円は実質的な利益供与と認められる。基本的な税務検討の順序として最も適切なものはどれか。
ア : 実際の譲渡価額8,000,000円だけで取引を完結させ、他の税務規定は検討しない。
イ : 時価による収益認識・原価計算を行い、A社の利益供与部分について完全支配関係法人間の寄附金特則を検討し、B社の対応受贈益の益金不算入を検討するとともに、A社の譲渡損益について譲渡損益調整資産の繰延べ制度を検討する。
ウ : 完全支配関係なのでA社・B社とも帳簿処理も申告調整も一切不要とする。
エ : 利益供与2,000,000円だけを交際費として処理し、資産譲渡損益は計算しない。

答え・解説 正答 : イ

ア : 低額譲渡では時価との差額の税務処理が必要である。
イ : 完全支配関係法人間の低額譲渡では、一般的な時価課税・寄附金等に加え、グループ特則と譲渡損益繰延べを重層的に検討する。
ウ : 完全支配関係でも各法人の帳簿・申告調整は必要である。
エ : 交際費ではなく寄附金・受贈益・譲渡損益の規定を検討する。
総合解説 : 令和8年度法人税法第一問の中心は、低額譲渡を素材に所得計算通則・寄附金・受贈益・グループ法人税制を横断して処理する力であった。

対象年度 : 2026 | 基準日 : 2026-04-03

Q091

組織再編・欠損金 > 組織再編税制 | 難易度：基礎

問題：適格合併により被合併法人から資産・負債の移転を受けた合併法人の基本的な税務処理として最も適切なものはどれか。

ア：原則として、被合併法人の税務上の帳簿価額を基礎として資産・負債を引き継ぎ、移転時の譲渡損益の課税を繰り延べる。

イ：すべての資産・負債を合併時の時価で受け入れ、被合併法人で必ず譲渡損益を即時認識する。

ウ：資産だけを簿価で引き継ぎ、負債は引き継がない。

エ：適格合併では資産・負債の税務簿価は合併後すべて0円になる。

答え・解説

正答：ア

ア：適格合併は課税関係の継続を重視し、移転資産等を税務簿価で引き継ぐ。

イ：これは非適格組織再編に近い時価課税の考え方である。

ウ：適格合併では負債も含めて税務上の帳簿価額を引き継ぐ。

エ：簿価を0円にする制度ではない。

総合解説：組織再編税制では、適格か非適格かによって移転資産の評価と譲渡損益認識が大きく異なる。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q092

組織再編・欠損金 > 組織再編税制 | 難易度：標準

問題：合併が税法上の適格合併に該当しない場合、被合併法人から移転する資産・負債の税務処理について最も適切なものはどれか。

ア：適格合併と同様に必ず税務簿価をそのまま引き継ぐ。

イ：原則として時価による譲渡があったものとして譲渡損益を認識し、合併法人も時価を基礎に受け入れる。

ウ：非適格合併では資産移転を税務上存在しないものとする。

エ：移転資産はすべて取得価額1円で受け入れる。

答え・解説

正答：イ

ア：簿価引継ぎは適格組織再編の基本である。

イ：非適格組織再編では原則として資産・負債を時価で移転したものとして課税関係を清算する。

ウ：組織再編でも税務上の資産移転は認識される。

エ：一律1円評価ではない。

総合解説：適格・非適格の差は、課税関係を継続するか、時価で清算するかにある。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q093

組織再編・欠損金 > 組織再編税制 | 難易度：応用

問題：被合併法人が税務簿価6,000,000円、時価9,000,000円の土地を適格合併により移転した。他の要件は満たす。合併時に被合併法人で認識される土地の譲渡益はいくらか。

ア：3,000,000円。時価9,000,000円と簿価6,000,000円との差額を即時益金算入する。

イ：6,000,000円。帳簿価額全額を譲渡益とする。

ウ：0円。適格合併では原則として税務簿価で引き継ぎ、含み益3,000,000円の課税は繰り延べられる。

エ：9,000,000円。時価全額を譲渡益とする。

答え・解説

正答：ウ

ア：これは非適格合併での時価課税に近い。

イ：簿価は原価であり譲渡益そのものではない。

ウ：適格合併では簿価移転となるため、移転時点で含み益を実現させない。

エ：時価全額を利益としない。

総合解説：適格合併の核心は、資産の含み損益を合併法人へ引き継いで将来に繰り延べる点にある。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q094

組織再編・欠損金 > 組織再編税制 | 難易度：基礎

問題：適格分割や適格現物出資における移転資産等の基本的な課税関係として最も適切なものはどれか。

ア：適格分割でも必ず時価課税する。

イ：適格現物出資では資産の税務簿価を引き継がない。

ウ：適格組織再編は合併だけに存在し、分割や現物出資にはない。

エ：適格要件を満たす場合、移転資産・負債の税務簿価を基礎に課税関係を継続し、移転時の譲渡損益を原則繰り延べる。

答え・解説

正答：エ

ア：適格なら課税継続が基本である。

イ：現物出資でも適格なら簿価移転となる。

ウ：組織再編税制は複数の再編形態を対象とする。

エ：適格組織再編の簿価引継ぎは合併以外の一定の分割・現物出資等にも共通する。

総合解説：再編類型ごとの名称よりも、適格性と課税継続の関係を押さえることが重要である。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q095

組織再編・欠損金 > 組織再編税制 | 難易度：標準

問題：適格合併後、被合併法人の過年度調査により、移転した減価償却資産について合併前の減価償却超過額300,000円が判明した。合併法人の税務簿価に関する取扱いとして最も適切なものはどれか。

ア：被合併法人の税務上の否認金を反映し、合併時に引き継いだ税務簿価を300,000円増額するなど必要な修正を行う。

イ：合併後に判明した事項なので合併法人の税務簿価は一切修正しない。

ウ：減価償却超過額300,000円を合併法人の売上高に計上する。

エ：被合併法人の否認金は合併時に消滅する。

答え・解説

正答：ア

ア：適格合併では税務上の課税関係を継続するため、後に判明した否認金も引継税務簿価へ反映する。

イ：税務簿価の継続性を維持する必要がある。

ウ：売上取引ではない。

エ：否認金は適格合併によって消滅しない。

総合解説：適格組織再編では会計簿価ではなく、税務上の調整を含む税務簿価を引き継ぐ点に注意する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q096

組織再編・欠損金 > 組織再編税制 | 難易度：応用

問題：適格合併であれば被合併法人の未処理欠損金を無条件に全額引き継げる、という説明について最も適切なものはどれか。

ア：正しい。適格合併なら欠損金の引継制限は一切存在しない。

イ：誤り。適格合併でも、支配関係の形成時期や共同事業要件などに応じて被合併法人の欠損金引継ぎが制限される場合がある。

ウ：誤りだが、適格合併では欠損金を1円も引き継げない。

エ：正しい。欠損金は資産として必ず時価で引き継ぐ。

答え・解説

正答：イ

ア：適格性だけで欠損金利用が無制限に認められるわけではない。

イ：組織再編による欠損金の利用には租税回避防止の観点から一定の引継制限が設けられている。

ウ：一定要件を満たせば引継ぎ可能である。

エ：欠損金を時価資産として認識する制度ではない。

総合解説：適格組織再編と欠損金引継ぎは別々の要件確認が必要である。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q097

組織再編・欠損金 > 組織再編税制 | 難易度：標準

問題：適格合併により減価償却資産を引き継いだ場合、その後の減価償却計算の基礎となる取得価額について最も適切なものはどれか。

ア：合併日の時価だけを新取得価額とする。

イ：税務簿価を0円にして以後償却しない。

ウ：被合併法人側で償却計算の基礎とされていた取得価額等を引き継ぎ、合併法人が事業供用のため直接要した費用があれば所定の扱いで加味する。

エ：被合併法人の取得価額は無視し、合併法人が自由に取得価額を決める。

答え・解説

正答：ウ

ア：時価評価は非適格の場合の基本である。

イ：未償却残高があれば以後も償却関係は継続する。

ウ：適格合併では減価償却資産についても課税関係を継続するため、取得価額等の税務属性を引き継ぐ。

エ：取得価額は法令により決まる。

総合解説：組織再編後の減価償却は、資産の取得価額・簿価・耐用年数等の引継関係を確認する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q098

組織再編・欠損金 > 組織再編税制 | 難易度：標準

問題：非適格合併等により株主へ金銭等が交付され、交付額の一部が法人税法上のみなし配当に該当する場合の基本的な考え方として最も適切なものはどれか。

ア：交付額全額を必ずみなし配当とする。

イ：交付額全額を必ず株式譲渡対価とし、みなし配当は生じない。

ウ：組織再編では株主側の課税関係を一切検討しない。

エ：交付額をみなし配当部分と株式の譲渡対価等に対応する部分へ区分し、それぞれの課税関係を判定する。

答え・解説

正答：エ

ア：全額が配当とは限らない。

イ：みなし配当が生じる場合がある。

ウ：株主課税も組織再編税制の重要構成要素である。

エ：組織再編では法人レベルの資産移転課税に加え、株主レベルの交付対価・みなし配当課税も別途検討する。

総合解説：組織再編問題では『移転法人・承継法人・株主』の3者の課税関係を分けて考える。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q099

組織再編・欠損金 > 組織再編税制 | 難易度：基礎

問題：適格組織再編で簿価引継ぎにより譲渡損益の課税を繰り延べる制度趣旨として最も適切なものはどれか。

ア：経済実態として投資が継続し、資産の支配関係・事業が一定の要件の下で継続している場合に、形式的な再編時点で課税関係を清算せず将来の実現時まで繰り延べるため。

イ：組織再編を行った法人を永久に非課税にするため。

ウ：時価評価を禁止して財務会計と税務を完全一致させるため。

エ：欠損金を無制限に利用させるため。

答え・解説

正答：ア

ア：適格組織再編は投資・事業継続性が認められる再編について課税を繰り延べる制度である。

イ：永久免税ではなく課税繰延べである。

ウ：財務会計と税務の完全一致が目的ではない。

エ：欠損金には別途制限がある。

総合解説：制度趣旨を理解すると、適格要件と簿価引継ぎの関係が整理しやすい。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q100

組織再編・欠損金 > 組織再編税制 | 難易度：応用

問題：税務簿価4,000,000円、時価7,000,000円の資産を合併で移転する。適格合併なら移転時譲渡益0円、非適格合併なら原則時価譲渡と仮定する。この資産だけについて、両者の移転時の課税所得増加額の差はいくらか。

ア：7,000,000円。時価全額が両者の差になる。

イ：3,000,000円。非適格では時価7,000,000円と簿価4,000,000円との差額が原則認識され、適格では繰り延べられる。

ウ：4,000,000円。簿価全額が両者の差になる。

エ：0円。適格・非適格で課税時期は同じである。

答え・解説

正答：イ

ア：利益差額は時価全額ではない。

イ：非適格の譲渡益3,000,000円と適格の移転時譲渡益0円との差は3,000,000円である。

ウ：簿価は原価である。

エ：適格では含み益の課税時期が繰り延べられる。

総合解説：適格性は税額を永久に消すのではなく、含み損益を認識する時期を変える。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q101

組織再編・欠損金 > 欠損金・青色申告 | 難易度：基礎

問題：平成30年4月1日以後に開始する事業年度に生じた青色欠損金の繰越期間として、原則最も適切なものはどれか。

- ア：3年であり、10年繰越は認められない。
- イ：5年であり、それを超える繰越はできない。
- ウ：10年である。
- エ：期限の定めはなく永久に繰り越せる。

答え・解説

正答：ウ

- ア：法人の青色欠損金の現行繰越期間ではない。
 - イ：現行の基本期間ではない。
 - ウ：現行制度では、対象となる青色欠損金は原則として10年間繰り越して将来所得から控除できる。
 - エ：無期限ではない。
- 総合解説：欠損金は発生年度と適用年度の双方が制度要件を満たすかを確認する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q102

組織再編・欠損金 > 欠損金・青色申告 | 難易度：基礎

問題：青色欠損金の繰越控除を受けるための申告要件として最も適切なものはどれか。

- ア：欠損年度の申告書を提出しなくても帳簿があれば自動的に繰越控除できる。
- イ：欠損年度は白色申告でよく、その後1回だけ青色申告すればよい。
- ウ：欠損金の繰越には確定申告書の提出は一切関係しない。
- エ：欠損金が生じた事業年度に青色申告書である確定申告書を提出し、その後の各事業年度について連続して確定申告書を提出する。

答え・解説

正答：エ

- ア：申告を欠くと制度要件を満たさない。
 - イ：欠損年度に青色申告書を提出することが重要である。
 - ウ：申告手続は制度適用の前提である。
 - エ：青色欠損金制度では欠損年度の青色申告と、その後の継続した確定申告が基本要件となる。
- 総合解説：税務上の権利は会計上の赤字発生だけで自動的に生じるわけではない。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q103

組織再編・欠損金 > 欠損金・青色申告 | 難易度：標準

問題：繰越欠損金として、8年前発生分400,000円、5年前発生分600,000円があり、当期の控除前所得が500,000円である。いずれも控除可能で限度額制限はない。損金算入される欠損金の内訳として正しいものはどれか。

ア：8年前分400,000円を先に控除し、残る100,000円を5年前分から控除する。

イ：5年前分500,000円だけを控除する。

ウ：両年度から250,000円ずつ按分して控除する。

エ：新しい欠損金から順に控除する。

答え・解説

正答：ア

ア：複数年度の欠損金がある場合、原則として最も古い事業年度に生じた欠損金から順次控除する。

イ：古い欠損金の期限切れを防ぐため古い年度から控除する。

ウ：按分方式ではない。

エ：新しい年度優先ではない。

総合解説：欠損金台帳では発生年度ごとの残高と期限を管理する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q104

組織再編・欠損金 > 欠損金・青色申告 | 難易度：標準

問題：中小法人等以外の普通法人で、当期の繰越欠損金控除前所得が20,000,000円、控除可能な繰越欠損金残高が15,000,000円ある。例外事由はない。現行の50%制限による当期の欠損金損金算入限度額はいくらか。

ア：15,000,000円。欠損金残高全額を控除する。

イ：10,000,000円。控除前所得20,000,000円の50%である。

ウ：20,000,000円。所得全額を限度とする。

エ：5,000,000円。所得の25%を限度とする。

答え・解説

正答：イ

ア：残高が限度額を上回るため全額は控除できない。

イ：中小法人等以外の一定法人では、原則として繰越欠損金控除前所得の50%が損金算入限度額となる。

ウ：中小法人等と同じ100%限度ではない。

エ：25%ではない。

総合解説：欠損金計算は繰越残高と所得制限のいずれか小さい金額で控除額を決める。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q105

組織再編・欠損金 > 欠損金・青色申告 | 難易度：基礎

問題：中小法人等に該当し、他の制限がない法人の繰越欠損金控除前所得が8,000,000円、控除可能な欠損金残高が10,000,000円である。当期の欠損金損金算入額はいくらか。

ア：4,000,000円。50%制限を必ず適用する。

イ：10,000,000円。所得額を超えて損金算入する。

ウ：8,000,000円。中小法人等では原則として所得金額を限度に控除できる。

エ：0円。中小法人等は欠損金控除を利用できない。

答え・解説

正答：ウ

ア：50%制限は中小法人等以外の一定法人に対する基本ルールである。

イ：欠損金控除によって所得をマイナスにはしない。

ウ：中小法人等には一般の50%制限が適用されず、原則として控除前所得まで欠損金を控除できる。

エ：中小法人等も制度利用できる。

総合解説：法人区分により欠損金の控除限度が大きく異なる。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q106

組織再編・欠損金 > 欠損金・青色申告 | 難易度：標準

問題：当期首の繰越欠損金残高が12,000,000円あり、当期に8,000,000円を損金算入した。他に増減はない。翌期へ繰り越す未控除欠損金はいくらか。

ア：20,000,000円。期首残高に当期控除額を加算する。

イ：12,000,000円。当期控除後も期首残高をそのまま残す。

ウ：8,000,000円。当期控除額そのものを翌期残高とする。

エ：4,000,000円。12,000,000円から8,000,000円を控除する。

答え・解説

正答：エ

ア：加算ではない。

イ：当期控除分を反映する必要がある。

ウ：これは当期控除額であって残高ではない。

エ：期首残高12,000,000円から当期控除8,000,000円を差し引き、4,000,000円が未控除残高となる。

総合解説：欠損金は発生年度別に当期控除額と翌期繰越額を継続管理する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q107

組織再編・欠損金 > 欠損金・青色申告 | 難易度：標準

問題：青色申告法人が一定の要件を満たして欠損金の繰戻し還付を利用する場合の基本的な考え方として最も適切なものはどれか。

ア：欠損事業年度の欠損金を、その事業年度開始の日前1年以内に開始した一定の所得事業年度へ繰り戻し、既納法人税の還付を請求する。

イ：欠損金を5年前の任意の事業年度へ自由に繰り戻す。

ウ：欠損金を株主へ配当して税額還付を受ける。

エ：繰戻し還付は青色申告法人には利用できない。

答え・解説

正答：ア

ア：欠損金の繰戻し還付は前1年以内に開始した一定の事業年度への繰戻しを基本とする。

イ：自由な5年遡及ではない。

ウ：配当制度ではない。

エ：青色申告は制度の重要な前提である。

総合解説：繰越控除と繰戻し還付は欠損金を将来所得に充てるか過去所得へ戻すかの違いがある。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q108

組織再編・欠損金 > 欠損金・青色申告 | 難易度：応用

問題：多額の繰越欠損金を有する法人の支配権が移転し、その後旧事業を廃止して大規模な資金借入れ等を行うなど法定の一定事由に該当した場合、欠損金の繰越控除について最も適切なものはどれか。

ア：支配権が移転すれば必ずすべての欠損金が無条件に消滅する。

イ：欠損金の買収・利用による租税回避を防止するため、一定の旧欠損金について繰越控除が制限される場合がある。

ウ：支配権移転後は欠損金を無期限・無制限に利用できる。

エ：支配権移転は欠損金制度と一切関係しない。

答え・解説

正答：イ

ア：支配移転だけで自動的に全額消滅するわけではない。

イ：欠損等法人の特定支配関係後に一定の事業変更等がある場合、旧欠損金利用を制限する規定がある。

ウ：むしろ濫用防止のため制限が設けられている。

エ：支配関係と事業変更を組み合わせで判定する。

総合解説：欠損金は税務上価値があるため、その取得を目的とする取引には利用制限が設けられている。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q109

組織再編・欠損金 > 欠損金・青色申告 | 難易度：標準

問題：欠損金が生じた事業年度には青色申告書を提出していたが、その後のある事業年度の確定申告書が白色申告書となった。欠損金繰越控除について最も適切な説明はどれか。

ア：後続年度が一度でも白色申告になると過去の青色欠損金は必ず全額消滅する。

イ：欠損発生年度が白色でも、後で青色申告に変えれば過去欠損金を青色欠損金へ変換できる。

ウ：欠損発生年度が青色申告であり、その後の各事業年度について連続して確定申告書を提出していれば、後続年度が白色申告書でも当該欠損金の繰越控除が直ちに失われるわけではない。

エ：欠損金の繰越に申告書の提出状況は関係しない。

答え・解説

正答：ウ

ア：白色申告への変更だけで直ちに消滅するとはされていない。

イ：欠損発生年度の青色申告要件は後から遡って満たせない。

ウ：国税庁は、欠損発生年度が青色申告で、その後の各年度に連続して確定申告書を提出していれば、後続申告が白色でも繰越控除可能としている。

エ：連続申告が要件である。

総合解説：青色欠損金は『欠損年度の青色申告』と『その後の連続申告』を分けて覚える。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q110

組織再編・欠損金 > 欠損金・青色申告 | 難易度：基礎

問題：欠損金について、発生年度別の控除未済額、当期の損金算入額、翌期繰越額を管理する令和8年法人税申告書の明細書はどれか。

ア：交際費等の損金不算入額だけを計算する。

イ：外国税額控除額だけを計算する。

ウ：減価償却資産の償却限度額だけを計算する。

エ：欠損金の発生年度別残高、当期損金算入額、翌期繰越額等を管理・計算する。

答え・解説

正答：エ

ア：交際費等は別表十五。

イ：外国税額控除は別表六（二）関係。

ウ：減価償却は別表十六関係。

エ：令和8年様式の別表七（一）は欠損金の損金算入等に関する明細書である。

総合解説：欠損金問題では金額だけでなく、どの別表で管理するかも重要である。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q111

組織再編・欠損金 > 資産評価・圧縮記帳 | 難易度：基礎

問題：法人が保有資産の時価下落を理由に会計上評価損を計上した場合の法人税法上の基本的な考え方として最も適切なものはどれか。

ア：評価損は原則損金不算入であり、災害による著しい損傷や法令所定の評価換え事由等に該当する場合に例外的な損金算入を検討する。

イ：会計上評価損を計上すれば理由を問わず全額損金となる。

ウ：資産評価損は税務上いかなる場合も認められない。

エ：評価損は益金算入項目である。

答え・解説

正答：ア

ア：税務は任意の評価損計上を制限し、法定の客観的事由がある場合に損金算入を認める。

イ：会計処理だけでは税務損金にならない。

ウ：一定の法定事由では認められる。

エ：損失側の論点である。

総合解説：資産評価は課税所得の恣意的操作を防ぐため、評価換え事由が限定されている。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q112

組織再編・欠損金 > 資産評価・圧縮記帳 | 難易度：標準

問題：災害により著しく損傷した固定資産の帳簿価額が1,000,000円、災害後の時価が600,000円であり、税法上の評価損計上要件を満たす。損金経理する評価損の上限として最も適切なものはいくらか。

ア：1,000,000円。帳簿価額全額を評価損とする。

イ：400,000円。帳簿価額1,000,000円と時価600,000円との差額である。

ウ：600,000円。災害後時価を評価損とする。

エ：0円。災害による評価損は税務上認められない。

答え・解説

正答：イ

ア：全損でない限り帳簿価額全額を落とさない。

イ：災害により時価が帳簿価額を下回る場合、要件を満たせばその差額を評価損として損金算入できる。

ウ：時価は評価後残高である。

エ：災害評価損の制度がある。

総合解説：災害損失と評価損は、資産が滅失したか、残存するが価値が低下したかで区別する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q113

組織再編・欠損金 > 資産評価・圧縮記帳 | 難易度：基礎

問題：上場株式の市場価格が下落したため会計上評価損を計上したが、税法上の著しい価額低下等の要件を満たしていない。税務処理として最も適切なものはどれか。

- ア：会計評価損をそのまま全額損金算入する。
- イ：評価損を受取配当等の益金不算入額に振り替える。
- ウ：会計評価損は損金不算入として申告上加算する。
- エ：評価損を法人税額から直接税額控除する。

答え・解説

正答：ウ

- ア：市場価格下落だけで税務損金になるわけではない。
 - イ：受取配当制度とは別論点である。
 - ウ：有価証券評価損は法定の評価換え事由を満たす場合に限定して損金算入される。
 - エ：所得計算上の費用調整であり税額控除ではない。
- 総合解説：資産評価損は損金不算入額が留保となり得るため申告調整も確認する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q114

組織再編・欠損金 > 資産評価・圧縮記帳 | 難易度：標準

問題：固定資産取得のため国庫補助金等の交付を受け、法定要件を満たして圧縮記帳を適用する場合の基本的な税務効果として最も適切なものはどれか。

- ア：補助金等を永久に非課税にする。
- イ：固定資産の取得価額を増額し、減価償却費を増やす。
- ウ：補助金等を資本金へ振り替えて課税関係を消滅させる。
- エ：補助金等に対応する一定の圧縮額を損金算入し、固定資産の税務上の帳簿価額を圧縮することで補助金等による課税を将来へ繰り延べる。

答え・解説

正答：エ

- ア：永久免税ではなく、将来の減価償却費や譲渡原価が小さくなることで課税が回収される。
 - イ：簿価は圧縮される。
 - ウ：資本取引化する制度ではない。
 - エ：圧縮記帳は補助金等の益金と圧縮損を対応させ、資産簿価を減額する課税繰延べ制度である。
- 総合解説：圧縮記帳は税金を消す制度ではなく、課税時期を資産利用期間等へ繰り延べる。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q115

組織再編・欠損金 > 資産評価・圧縮記帳 | 難易度：標準

問題：法人が国庫補助金2,000,000円を受け、その全額を充てて取得価額5,000,000円の機械を取得した。単純化し、圧縮限度額2,000,000円を全額損金経理して圧縮記帳できるものとする。圧縮後の税務簿価はいくらか。

ア：3,000,000円。取得価額5,000,000円から圧縮額2,000,000円を控除する。

イ：5,000,000円。圧縮記帳しても簿価は変わらない。

ウ：2,000,000円。補助金額だけを簿価とする。

エ：7,000,000円。補助金を取得価額へ加算する。

答え・解説

正答：ア

ア：直接減額方式では圧縮額を固定資産の帳簿価額から控除する。

イ：圧縮記帳の税効果が反映されない。

ウ：残る自己負担部分等を含む簿価は3,000,000円である。

エ：圧縮は増額ではない。

総合解説：圧縮後簿価が低くなるため、その後の減価償却費や譲渡原価も小さくなる。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q116

組織再編・欠損金 > 資産評価・圧縮記帳 | 難易度：基礎

問題：国庫補助金等の交付条件に「条件違反時には返還する」との一般的な条項がある。この条項があるだけで圧縮記帳上の『返還を要しないことが確定』していないと判断すべきか。

ア：必ず返還未確定となり圧縮記帳は永久に適用できない。

イ：一律には判断しない。一般的な違反時返還条項があるだけでは、返還不要確定の判定を妨げないとされる。

ウ：返還条項があれば補助金は寄附金になる。

エ：返還条項の有無にかかわらず補助金はすべて資本金となる。

答え・解説

正答：イ

ア：一般条件だけで制度適用を否定しない。

イ：国税庁通達は、一般的な条件違反時返還条項が付いていること自体は返還不要確定の判定に影響しないとしている。

ウ：寄附金への振替とは無関係である。

エ：資本取引ではない。

総合解説：圧縮記帳では補助金の法的性質・交付目的・返還不要確定時期を確認する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q117

組織再編・欠損金 > 資産評価・圧縮記帳 | 難易度：標準

問題：固定資産が火災で滅失し、一定の保険金を受けて同一種類の代替固定資産を取得した。要件を満たす場合の税務処理として最も適切なものはどれか。

ア：保険金はすべて非課税なので圧縮記帳は不要である。

イ：火災による保険金には圧縮記帳制度が存在しない。

ウ：保険差益について、代替資産の取得等に対応する圧縮限度額の範囲内で圧縮記帳を適用できる。

エ：代替資産を取得すると保険金全額が寄附金になる。

答え・解説

正答：ウ

ア：保険金・保険差益は原則所得計算の対象となるため圧縮記帳の意義がある。

イ：法人税法に制度がある。

ウ：固定資産の滅失・損壊により受けた一定の保険金等で代替資産を取得・改良した場合、保険差益の圧縮記帳制度がある。

エ：寄附金ではない。

総合解説：保険差益圧縮では、保険金、滅失資産簿価、滅失経費、代替資産取得価額等を使って限度額を計算する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q118

組織再編・欠損金 > 資産評価・圧縮記帳 | 難易度：応用

問題：事業用自動車盗難により滅失し、保険金を受けて同種の自動車を取得した。保険差益の圧縮記帳に関する取扱いとして最も適切なものはどれか。

ア：盗難は火災ではないので圧縮記帳の対象にならない。

イ：保険金は自動的に資本金へ振り替える。

ウ：盗難の場合は代替資産の取得有無にかかわらず保険金全額を損金にする。

エ：盗難による固定資産の滅失も法令上の要件を満たせば、保険金等で取得した代替資産の圧縮記帳の対象となり得る。

答え・解説

正答：エ

ア：滅失原因は火災だけに限定されない。

イ：資本取引ではない。

ウ：保険金は収益側であり、損金にするものではない。

エ：国税庁は固定資産の盗難による滅失も保険差益圧縮の対象となり得るとしている。

総合解説：具体的事実が法令上の『滅失・損壊』に該当するかを確認する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q119

組織再編・欠損金 > 資産評価・圧縮記帳 | 難易度：標準

問題：取得価額6,000,000円の機械について1,000,000円の圧縮記帳を行い、税務上の圧縮後取得価額相当額が5,000,000円となった。定額法償却率20%、通年使用、他の調整なしとすると年間償却限度額はいくらか。

ア：1,000,000円。5,000,000円×20%である。

イ：1,200,000円。圧縮前6,000,000円を基礎にする。

ウ：200,000円。圧縮額1,000,000円×20%だけを償却する。

エ：0円。圧縮記帳した資産は減価償却できない。

答え・解説

正答：ア

ア：圧縮記帳により税務簿価が減少するため、その後の償却計算も圧縮後の価額を基礎とする。

イ：圧縮効果を無視している。

ウ：資産全体の圧縮後価額を基礎とする。

エ：減価償却資産であることは変わらない。

総合解説：圧縮記帳が課税繰延べとなるのは、将来の償却費や譲渡原価が減少するためである。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q120

組織再編・欠損金 > 資産評価・圧縮記帳 | 難易度：応用

問題：資産評価損と圧縮記帳の違いとして最も適切な説明はどれか。

ア：両者とも資産を時価以上へ評価増する制度である。

イ：評価損は資産価値の著しい低下等を一定の法定事由のもとで損金へ反映する処理であり、圧縮記帳は補助金・保険差益等に対応する課税を資産簿価の圧縮によって繰り延べる処理である。

ウ：両者は名称が違っただけで税務効果は完全に同じである。

エ：評価損は税額控除、圧縮記帳は受取配当益金不算入の制度である。

答え・解説

正答：イ

ア：いずれも評価増制度ではない。

イ：両制度は資産簿価を減額することがあっても、発生原因・制度目的・適用要件が異なる。

ウ：評価損は価値低下の反映、圧縮は課税繰延べである。

エ：所得計算上の制度であり説明が異なる。

総合解説：同じ簿価減額でも、なぜ減額するのかを制度目的から区別することが重要である。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q121

税額・国際・申告 > 法人税額・税額控除 | 難易度：基礎

問題：中小法人等の軽減税率等の特例を適用しない普通法人の法人税率として、現行法上最も適切なものはどれか。

ア：15%。普通法人の基本税率として一律適用する。

イ：17%。普通法人の基本税率として一律適用する。

ウ：23.2%。中小法人等の軽減税率等を除く普通法人の基本税率である。

エ：30%。現行法上の普通法人の基本税率である。

答え・解説

正答：ウ

ア：一定の中小法人等の年800万円以下部分に用いられる特例税率である。

イ：一定の中小法人等で所得金額が年10億円を超える事業年度の年800万円以下部分に用いられる税率である。

ウ：中小法人等の軽減税率等を除く普通法人の基本税率は23.2%である。

エ：現行の普通法人の基本税率ではない。

総合解説：法人税額計算ではまず法人区分と適用税率を確認する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q122

税額・国際・申告 > 法人税額・税額控除 | 難易度：応用

問題：資本金1億円以下で軽減税率の適用対象となり、適用除外事業者等にも該当せず、所得金額も年10億円以下である12か月事業年度の普通法人について、所得金額12,000,000円に対する法人税額を単純計算する。年800万円以下部分15%、超過部分23.2%とすると税額はいくらか。

ア：1,800,000円。全所得に15%を乗じる。

イ：2,784,000円。全所得に23.2%を乗じる。

ウ：2,040,000円。年800万円以下部分に17%を用いる。

エ：2,128,000円。8,000,000円×15% + 4,000,000円×23.2%である。

答え・解説

正答：エ

ア：800万円超部分まで15%にはならない。

イ：800万円以下部分には軽減税率を適用する。

ウ：問題条件では所得年10億円以下なので17%ではなく15%である。

エ：軽減税率は年800万円以下部分に限られ、超過部分には23.2%を適用する。

総合解説：中小法人の税額計算では所得を年800万円以下部分と超過部分へ区分する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q123

税額・国際・申告 > 法人税額・税額控除 | 難易度：基礎

問題：令和7年4月1日以後開始事業年度において、一定の中小法人等でその事業年度の所得金額が年10億円を超える場合、年800万円以下の所得部分に適用される税率として最も適切なものはどれか。

ア：17%。一定の中小法人等で所得金額が年10億円を超える事業年度の年800万円以下部分に適用する。

イ：15%。所得規模にかかわらず中小法人の年800万円以下部分へ常に適用する。

ウ：19%。所得年10億円超という理由だけで適用する。

エ：23.2%。年800万円以下部分にも軽減税率を一切使わない。

答え・解説

正答：ア

ア：令和7年度税制改正により、一定の中小法人等でも所得金額が年10億円を超える事業年度は年800万円以下部分の軽減税率が17%となる。

イ：通常の軽減税率であり、この高所得ケースでは17%となる。

ウ：適用除外事業者に関する税率と混同している。

エ：800万円超部分等の基本税率である。

総合解説：中小法人だから常に15%とは限らず、所得規模・適用除外要件を確認する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q124

税額・国際・申告 > 法人税額・税額控除 | 難易度：標準

問題：資本金1億円以下の普通法人であっても、一定の適用除外事業者に該当する場合の年800万円以下部分の税率として最も適切なものはどれか。

ア：15%。

イ：19%。

ウ：10%。

エ：23.2%のみで年800万円以下部分の区分は存在しない。

答え・解説

正答：イ

ア：通常の中小法人軽減税率とは異なる。

イ：適用除外事業者に該当する一定の中小法人等には、年800万円以下部分について19%の税率が適用される。

ウ：現行制度の税率ではない。

エ：年800万円以下部分について19%が規定されている。

総合解説：軽減税率の適用可否は資本金基準だけでは決まらない。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q125

税額・国際・申告 > 法人税額・税額控除 | 難易度：標準

問題：内国法人が受け取った配当等について所得税等が源泉徴収されている場合の法人税上の基本的な取扱いとして最も適切なものはどれか。

ア：源泉徴収税額は法人税額と無関係なので一切調整しない。

イ：源泉徴収税額を売上高へ加算する。

ウ：法令所定の金額を法人税額から控除する所得税額控除の適用を検討する。

エ：源泉徴収税額を必ず寄附金として損金算入する。

答え・解説

正答：ウ

ア：二重負担調整のため税額控除が設けられている。

イ：収益項目ではない。

ウ：法人が利子・配当等で負担した一定の所得税等については、法人税額から控除する仕組みがある。

エ：寄附金ではない。

総合解説：所得税額控除は課税所得を減らす制度ではなく、算出された法人税額から控除する制度である。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q126

税額・国際・申告 > 法人税額・税額控除 | 難易度：標準

問題：算出法人税額が1,500,000円で、全額控除可能な所得税額控除が120,000円ある。他の税額控除等はない。控除後法人税額はいくらか。

ア：1,620,000円。所得税額控除120,000円を算出法人税額へ加算する。

イ：1,500,000円。所得税額控除を反映しない。

ウ：120,000円。控除額そのものを控除後法人税額とする。

エ：1,380,000円。1,500,000円から120,000円を控除する。

答え・解説

正答：エ

ア：税額控除は加算しない。

イ：控除を反映していない。

ウ：これは控除額そのものである。

エ：1,500,000円 - 120,000円 = 1,380,000円である。

総合解説：税額控除は所得計算後に算出した法人税額から差し引く。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q127

税額・国際・申告 > 法人税額・税額控除 | 難易度：標準

問題：繰越欠損金の損金算入と所得税額控除の違いとして最も適切な説明はどれか。

ア：繰越欠損金は課税所得の計算段階で損金算入し、所得税額控除は算出した法人税額から控除する。

イ：両者とも法人税額から直接控除する。

ウ：両者とも益金不算入として処理する。

エ：繰越欠損金は税額控除、所得税額控除は損金算入である。

答え・解説

正答：ア

ア：欠損金控除は所得金額を減らすのに対し、税額控除は税率適用後の税額を減らす。

イ：計算段階が異なる。

ウ：益金不算入とは別制度である。

エ：説明が逆である。

総合解説：法人税計算は「所得金額→税率→税額控除→納付税額」の順序を明確にする。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q128

税額・国際・申告 > 法人税額・税額控除 | 難易度：標準

問題：法人税申告書の令和8年様式で、所得税額控除や外国税額控除など税額控除関係の明細が主として配置される別表系列として最も適切なものはどれか。

ア：別表四だけ。

イ：別表六関係。

ウ：別表七だけ。

エ：別表十五だけ。

答え・解説

正答：イ

ア：別表四は所得金額の申告調整。

イ：令和8年様式では、所得税額控除は別表六（一）、外国税額控除は別表六（二）関係で計算する。

ウ：別表七は欠損金。

エ：別表十五は交際費等。

総合解説：税額控除は所得計算用別表とは別に税額計算用の明細書で整理する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q129

税額・国際・申告 > 法人税額・税額控除 | 難易度：基礎

問題：防衛特別法人税が原則として適用される事業年度の開始時期として正しいものはどれか。

ア：令和7年1月1日以後に開始する事業年度。

イ：令和9年4月1日以後に開始する事業年度。

ウ：令和8年4月1日以後に開始する事業年度。

エ：令和8年4月1日以前に終了した全事業年度へ遡及適用する。

答え・解説

正答：ウ

ア：開始時期が異なる。

イ：1年遅い。

ウ：防衛特別法人税は令和8年4月1日以後に開始する事業年度から適用される。

エ：遡及適用ではない。

総合解説：令和8年度法人税実務では、通常の法人税・地方法人税に加え防衛特別法人税の開始年度を確認する必要がある。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q130

税額・国際・申告 > 法人税額・税額控除 | 難易度：応用

問題：単純化して、防衛特別法人税の課税標準となる法人税額が8,000,000円であり、500万円控除後の金額に4%を乗じるものとする。防衛特別法人税額はいくらか。

ア：320,000円。8,000,000円全額に4%を乗じる。

イ：200,000円。500万円に4%を乗じる。

ウ：3,000,000円。控除後課税標準をそのまま税額とする。

エ：120,000円。 $(8,000,000円 - 5,000,000円) \times 4\%$ である。

答え・解説

正答：エ

ア：500万円の基礎控除を反映していない。

イ：基礎控除額自体に課税するのではない。

ウ：税率4%を適用する必要がある。

エ：課税標準となる法人税額から500万円を控除し、残額3,000,000円に4%を乗じる。

総合解説：防衛特別法人税は法人所得そのものではなく、一定の法人税額を基礎に計算する付加税である。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q131

税額・国際・申告 > 法人税額・税額控除 | 難易度：基礎

問題：確定法人税額を計算する際の「税額控除」と「中間納付額」の役割の違いとして最も適切なものはどれか。

ア：税額控除は法令に基づき算出税額そのものを減額し、中間納付額は確定した年税額から既に納付済みの税額として差し引いて納付残額又は還付額を求める。

イ：両者とも課税所得を減らす損金算入項目である。

ウ：中間納付額は法人税額を増額する加算項目である。

エ：税額控除も中間納付額も売上高から控除する。

答え・解説

正答：ア

ア：税額控除と前払税額は最終納付額計算上ともに差引項目だが、法的性質と計算段階が異なる。

イ：課税所得計算とは別段階である。

ウ：中間納付は前払いである。

エ：損益計算上の売上控除ではない。

総合解説：税額計算では「税額控除」と「既納付税額」を混同しない。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q132

税額・国際・申告 > 法人税額・税額控除 | 難易度：標準

問題：普通法人の課税所得が10,000,000円で、全額に23.2%を適用するものとする。算出税額から所得税額控除100,000円を差し引き、他の控除はない。確定法人税額はいくらか。

ア：2,320,000円。税額控除を反映しない。

イ：2,220,000円。10,000,000円×23.2% - 100,000円である。

ウ：2,420,000円。所得税額控除を加算する。

エ：1,000,000円。所得税額控除額だけを税額とする。

答え・解説

正答：イ

ア：控除後税額ではない。

イ：算出税額2,320,000円から税額控除100,000円を差し引き2,220,000円となる。

ウ：税額控除の方向が逆である。

エ：税額控除額自体が確定税額ではない。

総合解説：法人税額は課税所得に税率を適用した後、法定の税額控除を順次反映して求める。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q133

税額・国際・申告 > 国際課税・外国税額控除 | 難易度：基礎

問題：内国法人に外国税額控除制度が設けられている主な目的として最も適切なものはどれか。

ア：国外所得を日本で永久に非課税にすること。

イ：外国で納付したすべての税を種類・金額を問わず日本から全額還付すること。

ウ：国外所得に対して外国と日本の双方で法人所得課税が行われる場合の国際的二重課税を一定範囲で調整すること。

エ：国外取引を国内取引より常に有利にすること。

答え・解説

正答：ウ

ア：国外所得自体を全面非課税にする制度ではない。

イ：対象税目・控除限度がある。

ウ：外国税額控除は外国法人税と日本の法人税の重複課税を控除限度額の範囲で調整する制度である。

エ：投資優遇そのものが目的ではない。

総合解説：国際課税では課税権の重複を排除する方法として外国税額控除を理解する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q134

税額・国際・申告 > 国際課税・外国税額控除 | 難易度：基礎

問題：外国税額控除の対象となる「外国法人税」の基本的な性質として最も適切なものはどれか。

ア：外国で支払った罰金・交通反則金をすべて含む。

イ：外国で支払った商品購入代金を税とみなす。

ウ：外国で支払った税なら所得課税かどうかに関係なく必ず全額対象となる。

エ：外国の法令に基づき外国又はその地方公共団体により法人の所得を課税標準として課される税など、法令所定の法人税相当税。

答え・解説

正答：エ

ア：制裁金は法人税相当税ではない。

イ：購入代金は租税ではない。

ウ：税の性質を確認する必要がある。

エ：外国税額控除の対象は、外国の所得課税に相当する法定の外国法人税に限られる。

総合解説：外国で支払ったという事実だけで控除対象になるわけではない。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q135

税額・国際・申告 > 国際課税・外国税額控除 | 難易度：標準

問題：単体申告法人の外国税額控除における基本的な控除限度額の考え方として最も適切なものはどれか。

ア：日本の法人税額のうち、所得金額に占める調整国外所得金額の割合に対応する部分を基礎として控除限度額を計算する。

イ：外国法人税の納付額だけで控除限度額を決める。

ウ：国内所得が大きいほど無条件に外国税額を全額控除する。

エ：国外所得金額を考慮せず法人税額全額を控除限度額とする。

答え・解説

正答：ア

ア：外国税額控除では日本の法人税額を国外所得割合に応じて配分し、日本の課税権に対応する限度を設定する。

イ：外国税額だけでは日本側限度を決められない。

ウ：国外所得割合を用いる。

エ：法人税額全額ではなく国外所得対応額を基礎とする。

総合解説：控除限度額は国際的二重課税の範囲を超えた控除を防ぐ仕組みである。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q136

税額・国際・申告 > 国際課税・外国税額控除 | 難易度：標準

問題：単純化して、日本の法人税額4,000,000円、所得金額40,000,000円、調整国外所得金額10,000,000円とする。他の調整はない。外国税額控除限度額はいくらか。

ア：4,000,000円。法人税額全額を限度額とする。

イ：1,000,000円。4,000,000円×10,000,000円÷40,000,000円である。

ウ：10,000,000円。国外所得金額全額を限度額とする。

エ：400,000円。国外所得割合10%として計算する。

答え・解説

正答：イ

ア：国外所得割合を考慮していない。

イ：国外所得割合は25%なので、法人税額4,000,000円の25% = 1,000,000円となる。

ウ：国外所得金額そのものは税額ではない。

エ：10,000,000÷40,000,000 = 25%である。

総合解説：外国税額控除計算では所得金額と税額を混同しない。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q137

税額・国際・申告 > 国際課税・外国税額控除 | 難易度：応用

問題：控除対象となる外国法人税額が1,500,000円、当期の外国税額控除限度額が1,000,000円である。他の繰越額等はない。当期の法人税から控除できる外国税額はいくらか。

ア：1,500,000円。外国法人税額全額を限度額にかかわらず控除する。

イ：500,000円。限度超過額だけを当期控除する。

ウ：1,000,000円。外国法人税額1,500,000円のうち控除限度額まで控除する。

エ：2,500,000円。外国法人税額と控除限度額を合算する。

答え・解説

正答：ウ

ア：限度超過500,000円を当期に直接控除しない。

イ：500,000円は限度超過額である。

ウ：当期控除額は原則として控除対象外国法人税額と控除限度額を比較し、限度額を超えて控除できない。

エ：合算額ではない。

総合解説：控除限度超過額は一定の要件の下で翌期以後の繰越利用を検討する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q138

税額・国際・申告 > 国際課税・外国税額控除 | 難易度：標準

問題：外国税額控除における控除余裕額又は控除限度超過額の繰越期間について、基本的な取扱いとして最も適切なものはどれか。

ア：1年だけ。

イ：10年。

ウ：無期限。

エ：事業年度開始の日前3年以内に開始した各事業年度の一定額を繰り越して利用できる。

答え・解説

正答：エ

ア：1年限定ではない。

イ：欠損金の10年繰越と混同しない。

ウ：無期限ではない。

エ：外国税額控除の控除余裕額・限度超過額には前3年内事業年度からの繰越制度がある。

総合解説：欠損金の10年と外国税額控除の3年を混同しないことが重要である。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q139

税額・国際・申告 > 国際課税・外国税額控除 | 難易度：基礎

問題：国外源泉所得に係る収入が8,000,000円あり、その収入を得るため直接・合理的に対応する損金3,000,000円である。単純化して他の申告調整がない場合、外国税額控除の基礎となる国外所得金額はいくらか。

ア：5,000,000円。国外収入8,000,000円から対応損金3,000,000円を控除する。

イ：8,000,000円。国外収入総額をそのまま国外所得金額とする。

ウ：3,000,000円。対応損金額だけを国外所得金額とする。

エ：11,000,000円。国外収入と対応損金を合算する。

答え・解説

正答：ア

ア：国外所得金額は国外源泉所得に係る益金から対応損金を控除して計算する。

イ：収入金額そのものではない。

ウ：これは対応費用額である。

エ：費用を加算しない。

総合解説：外国税額控除では国外『収入』ではなく国外『所得』を用いる。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q140

税額・国際・申告 > 国際課税・外国税額控除 | 難易度：標準

問題：内国法人が国外関連者に対して実質的な寄附金1,000,000円を支出した。法人税法上の基本的な取扱いとして最も適切なものはどれか。

ア：一般寄附金の損金算入限度額の範囲なら必ず損金算入できる。

イ：国外関連者に対する寄附金は原則として全額損金不算入となる。

ウ：外国法人への支出なので全額損金算入できる。

エ：外国税額控除として法人税額から直接1,000,000円控除する。

答え・解説

正答：イ

ア：一般寄附金の限度額計算とは別の取扱いである。

イ：国外関連者への寄附金には移転価格課税との整合等から全額損金不算入の特則がある。

ウ：外国法人への支出というだけで損金にならない。

エ：外国法人税の納付ではないため外国税額控除ではない。

総合解説：国際課税では取引価格の適正性と国外関連者への利益移転を区別して検討する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q141

税額・国際・申告 > 申告納付・総合計算 | 難易度：基礎

問題：法人税の確定申告書の原則的な提出期限として最も適切なものはどれか。

- ア：各事業年度終了日の翌日から10日以内。
- イ：各事業年度終了日の翌日から6月以内。
- ウ：各事業年度終了の日の翌日から2月以内。
- エ：翌年3月15日まで。

答え・解説

正答：ウ

ア：短すぎる。
イ：原則期限ではない。
ウ：法人税の確定申告期限は原則として事業年度終了の日の翌日から2月以内である。
エ：個人所得税の期限と混同している。
総合解説：法人税では事業年度ごとに申告期限を計算する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q142

税額・国際・申告 > 申告納付・総合計算 | 難易度：標準

問題：法人税の確定申告に係る原則的な納期限として最も適切なものはどれか。

- ア：申告書提出後さらに6か月以内。
- イ：事業年度終了日当日。
- ウ：税務署から督促を受けた日。
- エ：原則として確定申告書の提出期限と同じく、事業年度終了の日の翌日から2月以内。

答え・解説

正答：エ

ア：別途6か月の猶予があるわけではない。
イ：終了日当日ではない。
ウ：督促前に法定納期限がある。
エ：法人税の確定申告分の申告期限・納期限は原則として事業年度終了日の翌日から2月以内である。
総合解説：申告と納付は期限管理上セットで確認する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q143

税額・国際・申告 > 申告納付・総合計算 | 難易度：標準

問題：12か月事業年度の普通法人について、前期実績基準額が80,000円であり、特別な事情はない。中間申告の要否として最も適切なものはどれか。

ア：前期実績基準額が10万円以下なので、原則として中間申告書の提出を要しない。

イ：1円でも法人税額があれば必ず中間申告が必要である。

ウ：前期実績基準額が10万円以下でも必ず予定申告をする。

エ：中間申告制度は法人税には存在しない。

答え・解説

正答：ア

ア：普通法人では前期実績基準額が10万円を超える場合に原則として中間申告が必要となる。

イ：10万円以下は原則不要である。

ウ：不要基準を無視している。

エ：法人税法に中間申告制度がある。

総合解説：中間申告の要否は前事業年度法人税額を基礎に算定する前期実績基準額で判定する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q144

税額・国際・申告 > 申告納付・総合計算 | 難易度：応用

問題：前事業年度が12か月で確定法人税額が2,400,000円である。現事業年度も12か月で、中間申告が必要であり、前期実績に基づく予定申告を行う。単純化した予定申告法人税額はいくらか。

ア：2,400,000円。前期税額全額を予定納付する。

イ：1,200,000円。2,400,000円÷12か月×6か月である。

ウ：600,000円。前期税額の4分の1とする。

エ：200,000円。1か月分だけ納付する。

答え・解説

正答：イ

ア：通常は半年分である。

イ：12か月事業年度では前期確定法人税額を月割りし6か月分として予定税額を計算する。

ウ：4分の1ではない。

エ：6か月分を用いる。

総合解説：予定申告は前期実績に基づく前払税額であり、確定申告で精算される。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q145

税額・国際・申告 > 申告納付・総合計算 | 難易度：標準

問題：中間申告義務のある普通法人が、前期実績による予定申告に代えて仮決算に基づく中間申告を選択する場合の基本的な考え方として最も適切なものはどれか。

ア：前期の税額をそのまま転記するだけで仮決算は行わない。

イ：仮決算では会計帳簿を使用せず現金残高だけで税額を決める。

ウ：事業年度開始後6か月を一事業年度とみなして所得・法人税額を計算し、法令上の要件を満たす範囲で申告する。

エ：中間申告義務がない法人ほど必ず仮決算申告をしなければならない。

答え・解説

正答：ウ

ア：これは予定申告の説明である。

イ：通常の所得計算を基礎にする。

ウ：仮決算による中間申告は6か月間の実績を基礎に法人税を計算する方式である。

エ：中間申告義務を前提とする。

総合解説：予定申告と仮決算中間申告は税額算定方法が異なる。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q146

税額・国際・申告 > 申告納付・総合計算 | 難易度：標準

問題：確定申告で計算した法人税額が2,000,000円で、中間申告により既に800,000円を納付している。他の控除・還付要因はない。確定申告時に追加納付すべき法人税額はいくらか。

ア：2,800,000円。確定税額に中間納付額を加算する。

イ：2,000,000円。中間納付額を精算しない。

ウ：800,000円。中間納付額そのものを追加納付額とする。

エ：1,200,000円。確定税額2,000,000円から中間納付800,000円を控除する。

答え・解説

正答：エ

ア：中間納付額を加算しない。

イ：既納付額を反映する必要がある。

ウ：これは既納付額である。

エ：確定年税額2,000,000円から既納の中間税額800,000円を控除し、残額1,200,000円を納付する。

総合解説：中間納付は確定税額の前払いなので、確定申告で過不足を精算する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q147

税額・国際・申告 > 申告納付・総合計算 | 難易度：標準

問題：確定法人税額が600,000円で、中間納付額が900,000円ある。他の税額は考慮しない。確定申告による精算結果として最も適切なものはどれか。

ア：300,000円の還付となる。

イ：1,500,000円を追加納付する。

ウ：900,000円を追加納付する。

エ：中間納付額は確定税額と精算しない。

答え・解説

正答：ア

ア：既納付900,000円が確定税額600,000円を300,000円上回るため還付となる。

イ：差引方向が逆である。

ウ：中間納付額は既納付税額である。

エ：確定申告で精算する。

総合解説：中間納付が最終税額より大きい場合には超過分が還付税額となる。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q148

税額・国際・申告 > 申告納付・総合計算 | 難易度：応用

問題：定款上の事情等により事業年度終了後2か月以内に定時株主総会を招集できない常況があり、所定の申請・承認要件を満たす法人の確定申告期限について最も適切なものはどれか。

ア：法人税の申告期限は理由を問わず絶対に延長できない。

イ：法人税法上の申告期限延長の特例により、所定の期間だけ提出期限の延長を受けられる場合がある。

ウ：申告期限延長を受けると法人税そのものが免除される。

エ：株主総会が遅れれば申請なしで無期限に延長される。

答え・解説

正答：イ

ア：延長制度が存在する。

イ：定款等の定めや特別の事情など法定要件のもとで申告期限延長制度が設けられている。

ウ：税負担そのものを免除する制度ではない。

エ：所定の手続・期間がある。

総合解説：期限延長は申告義務の消滅ではなく、提出・納付時期に関する特例である。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q149

税額・国際・申告 > 申告納付・総合計算 | 難易度：標準

問題：令和8年4月1日以後開始事業年度の法人について、令和8年度の申告実務上確認すべき国税の組合せとして最も適切なものはどれか。

ア：法人税だけで、地方法人税や防衛特別法人税は一切関係しない。

イ：防衛特別法人税は個人所得税にだけ課される。

ウ：法人税・地方法人税に加え、対象法人では防衛特別法人税の申告・納付関係も確認する。

エ：防衛特別法人税は令和8年4月1日前に終了した全事業年度へ遡及する。

答え・解説

正答：ウ

ア：申告体系を過少に捉えている。

イ：法人に対する付加税である。

ウ：令和8年4月1日以後開始事業年度から、防衛特別法人税が法人税・地方法人税に加わる。

エ：遡及適用ではない。

総合解説：令和8年度は新税の開始時期をまたぐため、事業年度開始日を確認することが重要である。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q150

税額・国際・申告 > 申告納付・総合計算 | 難易度：応用

問題：会計上の税引前利益10,000,000円に対し、損金不算入額1,000,000円、益金不算入額500,000円がある。繰越欠損金控除1,500,000円を適用できる。税率23.2%、所得税額控除100,000円、中間納付500,000円とし、他の調整はない。確定申告時の追加納付法人税額はいくらか。

ア：1,988,000円。所得税額控除後の税額をそのまま追加納付額とする。

イ：2,088,000円。税額控除と中間納付を反映しない。

ウ：2,488,000円。中間納付額を差し引かず加算する。

エ：1,488,000円。申告調整・欠損金控除後の所得9,000,000円に23.2%を適用し、所得税額控除100,000円と中間納付500,000円を差し引く。

答え・解説

正答：エ

ア：中間納付500,000円は既納付税額なので、確定申告時の追加納付額からさらに差し引く。

イ：所得税額控除100,000円と中間納付500,000円を反映する必要がある。

ウ：中間納付額は前払いなので追加納付額を減らす方向に働く。

エ：9,000,000円×23.2%＝2,088,000円。所得税額控除100,000円後は1,988,000円、さらに中間納付500,000円を差し引き追加納付額は1,488,000円となる。

総合解説：総合計算では、申告調整→欠損金控除→税率適用→税額控除→中間納付精算の順序で処理する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03